



過疎地域持続的発展計画書

令和8年度~令和12年度

長崎県五島市

目次

第1章	基本的な事項	1
第1節	五島市の概況	1
1	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
2	過疎の状況	2
3	産業の現況	2
第2節	人口及び産業の推移と動向	4
1	人口の推移と動向	4
2	産業の推移と動向	4
第3節	行財政の状況	7
1	行政の状況	7
2	財政の状況	7
3	施設整備の水準	8
第4節	地域の持続的発展の基本方針	9
第5節	地域の持続的発展のための基本目標	10
第6節	計画の達成状況の評価に関する事項	12
第7節	計画期間	12
第8節	公共施設等総合管理計画との整合	12
第2章	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	22
1	移住・定住・関係人口の促進	22
2	地域間交流の促進	22
3	地域社会の担い手となる人材の育成	22
第1節	現況と問題点	23
1	移住・定住・関係人口の促進	23
2	地域間交流の促進	23
3	地域社会の担い手となる人材の育成	24
第2節	その対策	24
1	移住・定住・関係人口の促進	24
2	地域間交流の促進	25
3	地域社会の担い手となる人材の育成	25
第3節	計画	25
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	26
第3章	産業の振興	27
1	農林水産業の振興	27
2	商工業の振興	27

3	観光又はレクリエーションの振興	27
第1節	現況と問題点	28
1	農林水産業の振興	28
2	商工業の振興	30
3	観光又はレクリエーションの振興	31
第2節	その対策	32
1	農林水産業の振興	32
2	商工業の振興	33
3	観光又はレクリエーションの振興	33
第3節	計画	34
第4節	産業振興促進事項	46
1	産業振興促進区域及び振興すべき業種	46
2	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	46
第5節	公共施設等総合管理計画との整合	46
第4章	地域における情報化	47
第1節	現況と問題点	47
1	情報化の推進	47
2	デジタル化社会の実現のための環境整備	47
第2節	その対策	48
1	情報化の推進	48
2	デジタル化社会の実現のための環境整備	48
第3節	計画	48
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	49
第5章	交通施設の整備、交通手段の確保	50
1	国道、県道及び市道の整備	50
2	交通体系の整備	50
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	50
4	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	50
第1節	現況と問題点	50
1	国道、県道及び市道の整備	50
2	交通体系の整備	52
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	52
4	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	52
第2節	その対策	53
1	国道、県道及び市道の整備	53

2	交通体系の整備	53
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	53
4	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	53
第3節	計画	53
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	58
第6章	生活環境の整備	59
1	水道施設整備	59
2	汚水処理施設整備	59
3	廃棄物処理施設整備	59
4	火葬施設整備	59
5	消防施設・防災体制の整備	59
6	公営住宅整備	59
7	住環境整備	60
8	消費生活相談体制整備	60
第1節	現況と問題点	60
1	水道施設整備	60
2	汚水処理施設整備	61
3	廃棄物処理施設整備	61
4	火葬施設整備	61
5	消防施設・防災体制の整備	62
6	公営住宅整備	62
7	住環境整備	63
8	消費生活相談体制整備	63
第2節	その対策	63
1	水道施設整備	63
2	汚水処理施設整備	63
3	廃棄物処理施設整備	63
4	火葬施設整備	63
5	消防施設・防災体制の整備	64
6	公営住宅整備	64
7	住環境整備	64
8	消費生活相談体制整備	64
第3節	計画	65
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	67
第7章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	68

1	子育て環境の確保	68
2	高齢者福祉の向上	68
3	障がい者（児）福祉の向上	68
第1節	現況と問題点	68
1	子育て環境の確保	68
2	高齢者福祉の向上	69
3	障がい者（児）福祉の向上	70
第2節	その対策	70
1	子育て環境の確保	70
2	高齢者福祉の向上	70
3	障がい者（児）福祉の向上	70
第3節	計画	71
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	75
第8章	医療の確保	76
1	診療施設整備	76
2	健康づくり推進	76
第1節	現況と問題点	76
1	診療施設整備	76
2	健康づくり推進	77
第2節	その対策	77
1	診療施設整備	77
2	健康づくり推進	77
第3節	計画	77
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	80
第9章	教育の振興	81
1	学校教育の振興	81
2	生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	81
第1節	現状と問題点	81
1	学校教育の振興	81
2	生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	83
第2節	その対策	83
1	学校教育の振興	83
2	生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	84
第3節	計画	84
第4節	公共施設等総合管理計画との整合	89

第10章 集落の整備	90
1 集落の整備	90
2 農山漁村づくり	90
第1節 現況と問題点	90
1 集落の整備	90
2 農山漁村づくり	91
第2節 その対策	91
1 集落の整備	91
2 農山漁村づくり	91
第3節 計画	92
第4節 公共施設等総合管理計画との整合	92
第11章 地域文化の振興等	93
第1節 現況と問題点	93
第2節 その対策	94
第3節 計画	95
第4節 公共施設等総合管理計画との整合	95
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	96
第1節 現況と問題点	96
第2節 その対策	96
第3節 計画	97
第4節 公共施設等総合管理計画との整合	99
過疎地域持続的発展特別事業 一覧	100

第1章 基本的な事項

第1節 五島市の概況

1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(1) 自然的条件

本市は、九州本土から西に約100kmの海上にある五島列島の南西部に位置し、福江島・久賀島・奈留島の3島を中心とした10の有人島と53の無人島からなる。

本市の面積は420.12km²であり、その大地は新第三紀の砂岩・泥岩などを基礎とし、複数回の地殻変動により、北東-南西方向に多数の島々が並ぶ形となった。また、第四紀の火山群の噴火により、玄武岩質の平坦な台地と多数の火山島が形成された。

対馬暖流の影響により本市周辺は温暖であり、亜熱帯から温帯の動植物がみられ、一部が西海国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有している。

(2) 歴史的条件

市内の各所から旧石器時代、縄文、弥生時代の遺跡が発見されており、古い時代から人類が生活を営んでいたことが推測されている。本市の位置する五島列島は、古くは「値嘉島」「近の浦」と呼ばれ、遣唐使の寄留地や倭寇の根拠地として大陸との交流が行われていた。また、中世以降も海外貿易の拠点として栄え、近世に入ると五島藩に属し、江戸時代にはキリスト教徒が新天地を求めて移住した歴史もある。

明治22年の町村制施行により現在の市域にあたる各村が発足、大正8年から昭和32年までの間に福江町、奥浦村、崎山村、本山村、大浜村が合併して福江市となり、その後に梶島村、久賀島村を編入し、周辺の村においても、それぞれ富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町及び奈留町を施行した。

本市は、平成16年8月1日に一市五町の新設合併により誕生し、現在に至っている。

(3) 社会的条件

本市は、周りを海に囲まれており、本土とは海路と空路により結ばれている。

海路は、明治初期に五島～長崎間に航路が開設されて以来、現在はフェリーと高速船、また、福岡へもフェリーが運航している。

空路は、昭和38年に福江空港が開港し長崎線が開設された。その後、福岡線が開設され、市民の生活、医療はもとより観光や産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしている。

市内は、10の有人島が7航路で繋がり、国道1路線、主要地方道5路線、一般県道7路線、市道1,974路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

しかし、本土や二次離島との結びつきは天候に左右され、交通が遮断し孤立することがある。

(4) 経済的条件

高速船や飛行機の就航による人、物の流れの高速化は、地域経済の活性化の役割を担っている。しかし、農林水産物等の流通には輸送コストがかかり、近年の燃油価格の高騰は、第一次産業の経営を圧迫させている。また、進学や就職により若者が市外へ流出しており、人口の減少、少子高齢化による購買力の低下、商工業者の後継者不足による空き店舗の増加が消費低迷の大きな要因となっている。

2 過疎の状況

昭和 55 年に 60,947 人を数えた人口は、令和 2 年には 34,391 人と 43.6%減少し、65 歳以上の人口は 8,166 人から 14,002 人と 71.5%増加している。その中でも、周辺地域、二次離島地区においては少子高齢化が顕著となっている。

この間、基幹産業である農林水産業の基盤、施設はもとより、道路整備を重点的に行ってきたが、第一次産業の停滞から就労人口の減少に歯止めがかからない状態である。また、本市を形成する離島、分散した集落構造が、交通、医療、教育、生活環境、福祉などの整備、各施策を実施する上で大きな障害となっているとも言える。

後継者の育成や雇用の確保は急務であり、各施設の整備を図るとともに、豊かな有形、無形の地域資源を活用し、住民福祉の安定と向上、経済、文化の振興等を図り、自立性を高め、個性豊かな地域づくりを進めることが重要である。

3 産業の現況

(1) 産業構造の変化

産業別人口の動向による構造をみると、社会情勢の変化に伴い、その中心は第一次産業から第三次産業へと移行しており、第三次産業就業者は本市の就業人口の 7 割以上を占めるようになってきている。本市の基幹産業は、第一次産業であるが、就業者の高齢化や後継者不足などが課題である。今後は、スマート農林水産業の普及拡大や外国人材の受入れによる就労人口の確保等が必要である。

(2) 地域の経済的な立地特性

有人、無人島からなる本市は、西海国立公園に指定される美しい自然景観と遣唐使、教会、寺社等の歴史的文化遺産に恵まれている。また、本土とは、海路、空路によって長崎、福岡と

繋がり、近年では、情報通信基盤の整備により情報の地域間格差が解消されつつあり、新たな企業の誘致や市場の拡大等が期待される。

(3) 社会経済的発展の方向と概要

本市の経済的発展に向けては、次世代産業の創出、企業等の誘致及び地場産業との連携により、安定的かつ良質な雇用の創出を図る必要がある。

特に基幹産業である第一次産業については、後継者の育成や高付加価値化、経営の効率化等を図り、地域経済をけん引する産業を目指すとともに、離島地域の流通条件の不利性を軽減し、輸送コストの低減に向けた支援を行い、都市部への販路及び出荷量の拡大を図る。

また、豊かな自然や世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」などを活用した観光振興による交流人口の拡大を推進するとともに、移住・定住の取組を強化し、地場産業や地域コミュニティの担い手となる人材の確保を図る。

第 2 節 人口及び産業の推移と動向

1 人口の推移と動向

人口の推移については、昭和 55 年に 60,947 人であった人口は、令和 2 年には 34,391 人と 40 年間で 26,556 人が減少している。

また、年齢階層別人口は、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、0～14 歳の階層は、11,947 人（76.8%）の減、生産年齢人口である 15～64 歳の人口は、20,546 人（55.2%）の減、そのうちの 15～29 歳の若年者層については、8,634 人（76.3%）の減となっており、少子化、若年者層の人口流出が続いている。一方、65 歳以上の推移をみると、5,836 人（71.5%）の増、その構成比も年々増加している。

このことから、全体的な人口の動態は、若年者層において特殊な人口増加をもたらすような作用が働かない限り、若年者の減少と高齢者の増加はさらに進むものと予想される。なお、男女別からみた人口の推移は、平成 12 年と令和 2 年の構成比にほとんど変化はなく同じ割合で減少していると言える。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は今後も減少が続き、2045 年（令和 27 年）には 20,191 人、2060 年（令和 42 年）には 13,206 人まで減少するとされている。

また、年齢区分別の人口割合をみると、65 歳以上の人口割合の増加が続き、令和 27 年における 65 歳以上の人口割合は令和 2 年の約 1.3 倍に、令和 42 年における 65 歳以上の人口割合は令和 2 年の約 1.4 倍に増えると予測されている。

2 産業の推移と動向

産業別人口の推移については、昭和 55 年に 24,964 人であったが、令和 2 年には 15,166 人と 9,798 人が減少している。

産業別の就業人口比率をみると、第一次産業が 38.3%から 14.4%へ、第二次産業が 13.8%から 12.6%、第三次産業が 47.9%から 70.5%と、第一次産業の減少と第三次産業の増加が顕著な傾向にある。

産業別にみると、第一次産業では、生産性の低さ、輸入自由化、価格低迷、経費の高騰などを背景に農業、漁業離れが進んでいる。第二次産業においては、農水産物の加工業者など零細企業が多くあり、地域への雇用をもたらしている。また、第三次産業は、就業人口比率が大きな伸びを示しているとおおり、第一次産業からの移行がみられる。

今後は、本市の基幹産業である第一次産業の後継者、第二次産業である地場産業を育成するとともに優良企業等の誘致を行い就労の場を確保し、若年者層の市外流出を抑制して地域の持続的発展を図ることが必要である。

表1-1(1) 年齢3区分人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (年齢不詳を含む)	人 60,947	人 54,143	% △11.2	人 44,765	% △17.3	人 37,327	% △16.6	人 34,391	% △7.9
0歳～14歳	15,558	11,572	△25.6	6,185	△46.6	4,146	△33.0	3,611	△12.9
15歳～64歳	37,223	32,896	△11.6	24,921	△24.2	19,353	△22.3	16,677	△13.8
うち15歳～29歳(a)	11,317	7,541	△33.4	4,932	△34.6	2,945	△40.3	2,683	△8.9
65歳以上(b)	8,166	9,672	18.4	13,639	41.0	13,710	0.5	14,002	2.1
(a)／総数 若年者比率	% 18.6	% 13.9	—	% 11.0	—	% 7.9	—	% 7.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.4	% 17.9	—	% 30.5	—	% 36.7	—	% 40.7	—

表1-1(2) 男女別人口の推移(国勢調査)

区分	平成12年		平成17年			平成22年		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 48,533	% —	人 44,765	% —	% △7.8	人 40,622	% —	% △9.3
男	22,493	46.3	20,610	46.0	△8.4	18,782	46.2	△8.9
女	26,040	53.7	24,155	54.0	△7.2	21,840	53.8	△9.6

区分	平成27年			令和2年		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 37,327	% —	% △8.1	人 34,391	% —	% △7.9
男	17,339	46.5	△7.7	16,141	46.9	△6.9
女	19,988	53.5	△8.5	18,250	53.1	△8.7

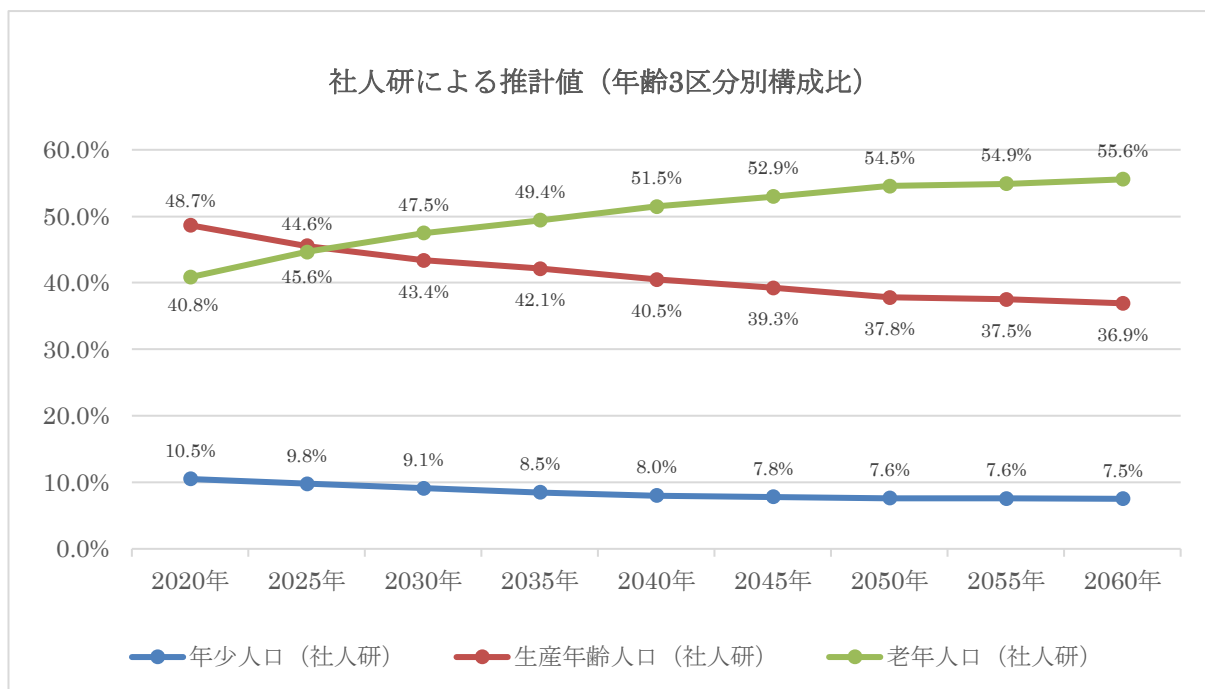
表1-1 (3) 人口の見通し

年次		2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22)	2045 (令和27)	2050 (令和32)	2055 (令和37)	2060 (令和42)
国立社会 保障・人 口問題研 究所推計	年少人口 (0~14歳)	3,611 10.5%	3,077 9.8%	2,599 9.1%	2,178 8.5%	1,836 8.0%	1,576 7.8%	1,348 7.6%	1,160 7.6%	994 7.5%
	生産年齢人口 (15~64歳)	16,733 48.7%	14,315 45.6%	12,363 43.4%	10,806 42.1%	9,264 40.5%	7,925 39.3%	6,668 37.8%	5,731 37.5%	4,876 36.9%
	老年人口 (65歳以上)	14,047 40.8%	14,023 44.6%	13,525 47.5%	12,664 49.4%	11,782 51.5%	10,690 52.9%	9,616 54.5%	8,391 54.9%	7,336 55.6%
	合計	34,391	31,415	28,487	25,648	22,882	20,191	17,632	15,282	13,206

年齢3区分 将来人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2023（令和5）年推計）

（注）2055年以降は回帰分析による推計値。また、年齢不詳者を各年齢区分に按分しているため
国勢調査等の数値と一致しない箇所がある。



年齢3区分 将来人口割合推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2023（令和5）年推計）

（注）2055年以降は回帰分析による推計値。

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	実数	実数	実数	実数	増減率
総 数 (分類不能を含む)	人 24,964	人 22,391	% △10.3	人 18,858	% △15.8	人 16,236	% △13.9	人 15,166	% △6.6
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 38.3	% 26.4	—	% 17.1	—	% 15.3	—	% 14.4	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 13.8	% 19.0	—	% 16.1	—	% 13.0	—	% 12.6	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 47.9	% 54.6	—	% 66.7	—	% 70.2	—	% 70.5	—

第 3 節 行財政の状況

1 行政の状況

本市を取り巻く環境は、「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に基づく人口減少対策により一定の抑制は図られているものの、依然として続く人口減少・少子高齢化の進行を背景に、歳入の減少、社会保障費の増加、職員数の不足など多くの課題を抱えているほか、デジタル変革や脱炭素化などの新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズへの対応など、行政に求められる役割は益々増大する傾向にある。

単にコスト削減のみを目指すのではなく、市民に新たな価値を届け、より暮らしやすく豊かなまちを次世代に繋ぐ「創造的な行政改革」に引き続き取り組み、健全な財政運営、効率的な組織体制等の検討・見直しを継続しつつ、デジタルを最大限に活用した行政の効率化、行政サービス等の維持・強化を図る必要がある。

2 財政の状況

本市の財政は、市税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金、地方債等の依存財源が約 8 割を占める財政構造にあり、安定的な財政運営に必要な財源の確保が難しい状況にある。

また、今後、人口減少の影響による普通交付税の減少や公共施設の老朽化に伴う将来的な更新及び解体等にかかる費用の増加、近年実施した大型建設事業のために借入れた地方債の償還金の増加など、より一層財政構造の硬直化が懸念される。

今後も本市の最重要課題である人口減少対策や公共施設等の老朽化対策、多様化する市民ニーズに対応しながら持続可能な財政運営を行うため、事業の「選択と集中」により限られた財源を有効活用し、歳入に見合う歳出構造を堅持していく必要がある。

3 施設整備の水準

公共施設の整備については、道路事業、学校施設並びにごみ、し尿処理施設などの市民生活にとって重要な施設の整備を推進してきた。しかしながら、近い将来、老朽化による大規模改修や更新の時期を迎え、多額の経費がかかってくることが予想される。

今後の施設整備については、厳しい財政状況にあることから、重要性、必要性、緊急性などから優先順位を設定し、また、完成後の運営費、維持管理費といったランニングコストの負担も十分に考慮したうえで事業を選択し、緊急性が低いもの、事業費に対して経済的効果が低いものについては、中止を含め見直す必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況(地方財政状況調) (単位:千円)

区 分	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	31,316,441	37,375,870	33,806,341
一般財源	19,159,156	17,997,998	19,110,751
国庫支出金	3,830,472	4,685,950	4,961,352
県支出金	2,372,664	3,378,705	3,318,661
地方債	3,055,900	7,651,300	2,212,200
うち過疎対策事業債	868,000	772,700	1,090,700
その他	2,898,249	3,661,917	4,203,377
歳出総額 B	30,220,205	36,028,674	32,418,641
義務的経費	14,289,845	13,510,033	14,781,723
投資的経費	3,845,082	10,004,674	4,473,497
うち普通建設事業	3,802,273	9,786,921	3,832,785
うち過疎対策事業費	516,507	729,796	1,043,525
その他	12,085,278	12,513,967	13,163,421
うち過疎対策事業費	772,463	418,407	490,219
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,096,236	1,347,196	1,387,700
翌年度へ繰越すべき財源 D	219,145	713,803	535,976
実質収支 C-D	877,091	633,393	851,724
財政力指数	0.239	0.235	0.245
公債費負担比率	20.5%	17.7%	18.0%
実質公債費比率	8.7%	5.7%	8.6%
経常収支比率	88.6%	93.2%	93.8%
将来負担比率	5.6%	12.6%	-
地方債現在高	35,634,750	39,165,825	33,065,060

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
市道	改良率 (%)	40.3	44.8	46.4	47.8
	舗装率 (%)	74.9	77.3	77.8	79.1
農道	延長 (m)	—	91,902	97,439	101,843
	耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	134.4	—	—	—
林道	延長 (m)	—	116,847	129,481	134,037
	林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.6	—	4.8	—
水道普及率 (%)		98.4	97.4	99.8	99.9
水洗化率 (%)		44.2	38.6	53.7	61.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		16.8	18.1	16.6	17.1

※水道普及率は令和5年度末

第4節 地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降、5次にわたり時限立法として制定された法律に基づき、それぞれの時代における社会情勢等を踏まえ、住民生活に必要な生活・産業基盤の整備を図るとともに、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の福祉やその他の福祉の増進、医療の確保、教育文化の振興、集落の整備などの過疎対策事業を実施してきた。

その結果、道路事業、学校施設及びごみ、し尿処理施設などの市民生活にとって重要な施設の整備は一定の成果を挙げることができたが、人口の減少や高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落があるなど、依然として厳しい状況が続いている。

人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題となっており、自らの地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握するとともに、地域の潜在的な有形無形の財産を再認識し、多様な地域資源を有効に活用しながら、個性豊かで持続的な地域社会の構築を図る必要がある。

今後の本市の持続的発展のための過疎対策については、「第3期五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標のもと、市民が主体となった特色ある地域づくりを進めていくこととする。

基本目標1. 雇用を生み出し、稼ぐ“しま”をつくる

- 農林水産業などの地場産業が地域の基幹産業として根付いている。
- あらゆる分野の担い手不足が解消し、事業が継続できている。

- 若者が働きたくなる魅力的な仕事があり、雇用が生まれ安定的な収入を確保できている。

基本目標 2. 世界中から訪れる、癒やしの“しま”をつくる

- 国内外に本市の魅力が伝わり、多くの人が訪れ地域経済が潤っている。
- 一度島外に出た出身者や関係人口からの移住が進み、まちに新たな活力を生み出している。
- スポーツを通じた交流や活力が生まれている。

基本目標 3. 安全・安心な、魅力ある“しま”をつくる

- 住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いくつになっても安心して健康に暮らせる。
- 安全で快適な生活のためのまちの基盤が整っている。
- 豊かな自然環境と共生した持続可能な社会が形成されている。

基本目標 4. 人を育て、輝く、学びの“しま”をつくる

- 若者の結婚・出産・子育ての希望が叶う。
- 未来を担う子ども達の教育環境が充実している。
- あらゆる世代が学び続けられ、成長できる環境が整っている。

第 5 節 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 目標人口

令和 7 年 3 月に策定した「第 3 期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき、下記のとおり設定し、持続可能な社会・経済活動の維持を図る。

	令和 12 年	令和 27 年	令和 42 年
人口目標	約 30,000 人	約 24,000 人	約 20,000 人

② 人口減少対策の方向性

- 若い世代のための安定した雇用を創出し、高校卒業後の市内就職率の向上と島外へ転出した若者 20 代～30 代の早い時期での U ターンを促進する。
- ふるさと納税の取組や島外の人々との交流などを通じ、関係人口を拡大させることにより、20 代～40 代を中心とした I ターンを促進する。
- 地域包括ケアシステムの構築・充実、見守り体制など地域福祉の充実などに取り組み、高齢になっても安心して住み続けられる地域社会を構築し、健康寿命の延長を図る。

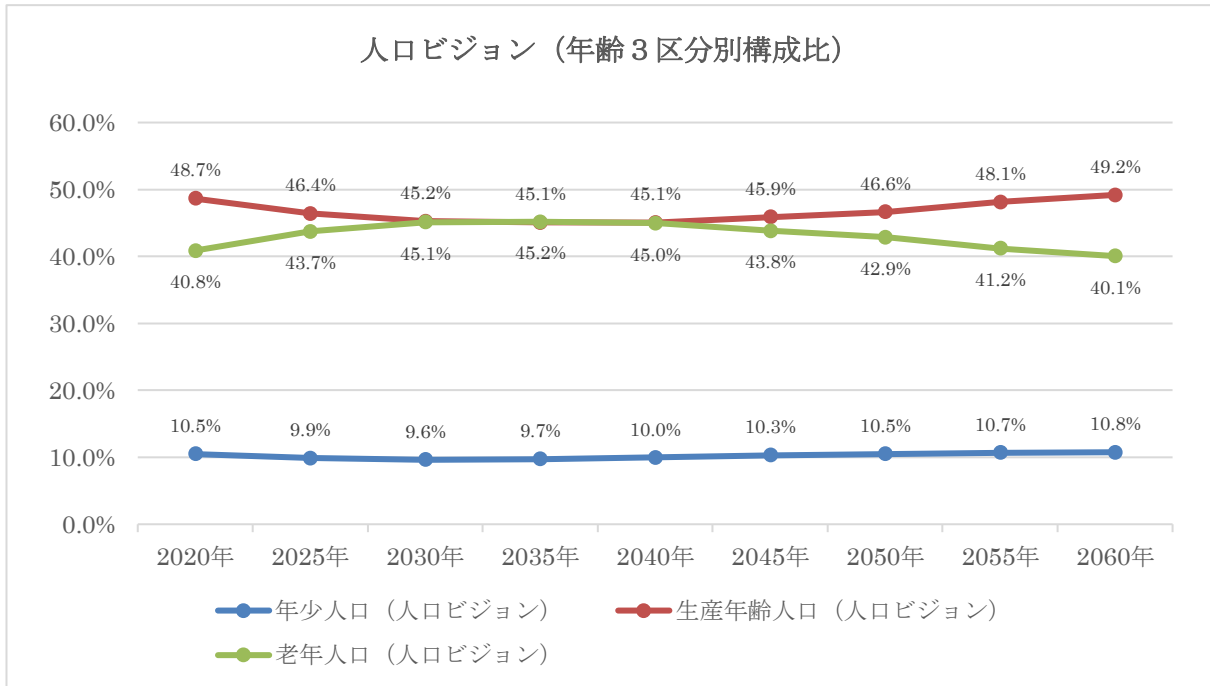
- 若い世代が望む、結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えるとともに、就業や住まいなどを暮らしやすい環境を整え、出生数の増加につなげる。

表1-3 (1) 人口目標を達成した場合の人口推計

年次		2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22)	2045 (令和27)	2050 (令和32)	2055 (令和37)	2060 (令和42)
目標達成 ケース	年少人口 (0~14歳)	3,611 10.5%	3,174 9.9%	2,885 9.6%	2,727 9.7%	2,606 10.0%	2,511 10.3%	2,381 10.5%	2,262 10.7%	2,146 10.8%
	生産年齢人口 (15~64歳)	16,733 48.7%	14,885 46.4%	13,555 45.2%	12,638 45.1%	11,798 45.1%	11,188 45.9%	10,583 46.6%	10,202 48.1%	9,813 49.2%
	老年人口 (65歳以上)	14,047 40.8%	14,023 43.7%	13,525 45.1%	12,664 45.2%	11,782 45.0%	10,690 43.8%	9,729 42.9%	8,727 41.2%	7,990 40.1%
	合計	34,391	32,082	29,965	28,029	26,186	24,389	22,693	21,191	19,949

(注)年齢不詳者を各年齢区分に按分しているため国勢調査等の数値と一致しない箇所がある。

表1-3 (2) 人口目標を達成した場合の将来人口割合推計



(注)年齢不詳者を各年齢区分に按分しているため国勢調査等の数値と一致しない箇所がある。

(2) 財政に関する目標

- 令和12年度において、財源調整基金残高46億49百万円以上を維持する。

目標指数	基準値 (令和7年度決算見込額)	目標値 (令和12年度)
財源調整基金残高	60億24百万円	46億49百万円

※財源調整基金＝財政調整基金＋減債基金

- 令和8年度から令和12年度までの間において、実質公債費比率を10%未満に抑制する。

目標指数	基準値	目標値 (令和8年度～令和12年度)
実質公債費比率	9%未満	10%未満

第6節 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証の場である「五島市まち・ひと・しごと創生推進会議」にて毎年度実施することとする。

第7節 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

第8節 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において、五島市公共施設等総合管理計画（以下「市総合管理計画」という。）との整合を図り、次の基本方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

基本方針

本市の人口は、昭和 30 年をピークに減少に転じ、令和 2 年国勢調査では人口 34,391 人となっており、平成 2 年からの 30 年間で約 20,000 人減少している。本市が策定した「第 2 期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」(以下「人口ビジョン」という)では、2060 年に人口 20,000 人を維持することを目標としている。20,000 人を維持したと仮定しても、令和 2 年から約 41.8%の減少となる。また、同時に生産年齢人口の割合も減少が予測されることから市税等の自主財源の減少と高齢化社会の進展による社会保障費の増加が懸念される。

現在、本市が保有する主な公共施設 621 施設、1,212 棟、総延床面積約 33.3 万㎡の内、1981 年以前に建設された(いわゆる旧耐震の)施設が 37.1%を占める。これらの施設は大規模な改修や建替えの時期を迎えることになるが、更新費用として、今後 35 年間で 1,351.9 億円(平均 38.6 億円/年)が必要と推計されている。また、インフラ施設において、道路、橋梁の整備だけでも、今後 35 年間で 577.2 億円(平均 16.5 億円/年)が必要と推計されている。両方を合わせると、今後 35 年間で 1,929.1 億円(平均 55.1 億円/年)必要となる。

また、計画策定時の過去 10 年間において、これら施設整備に充てることのできる投資的費用である普通建設事業費は約 43.3 億円であり、現状の予算規模でも年間約 11.8 億円(今後 35 年間では約 413 億円)も不足している状況にある。財政の歳入は減少していくことは必至で、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえる。

これらの状況を踏まえ、総合管理計画に基づき策定した個別施設計画の方針に従い施設の除却、適正化を行うことで、総額 393.2 億円(年間 11.2 億円/年)の縮減が見込めることから、公共施設等の維持管理の在り方として、以下の方針を掲げる。

《 五島市公共施設等マネジメントの基本方針 》

- 方針 1 公共施設(建築物)の適正配置と安全性の確保と有効利用
 - ◆ 施設の適正配置
 - ◆ 既存公共施設(建築物)の安全性確保と有効利用
- 方針 2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る
 - ◆ 予防保全型の維持補修への転換
- 方針 3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す
 - ◆ 維持管理コストの最適化

方針1 公共施設（建築物）の適正配置と安全性の確保と有効利用

◆ 施設の適正配置

人口減少が見込まれる中で、将来の世代に大きな負担を残さない形で全体の施設の適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量を目指すものとし、計画策定時から40年間で公共施設（建築物）の総延床面積を「40%削減」する。

新規整備に関しては、住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化を考慮した上で、ニーズや市場性を考慮した規模・機能を持った施設とする。既に整備が計画されている又は決定している施設に関しては、それぞれの建設計画に基づき建設を進め、完成後については、効率的な管理手法を検討し、維持管理費の最適化に努める。

◆ 既存公共施設（建築物）の安全性確保と有効利用

利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを判断した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有の在り方等、施設の現状を評価・検証し、短期若しくは中長期的な視点に基づいて施設の統廃合や複合化の可能性を検討する。その結果、未利用となった施設については、民間への払下・貸付や解体撤去を積極的に行う。また、老朽化の状況や利用実態、今後の需要見通しを踏まえ、今後も保持していく必要があると認められた施設については、災害に対する安全性の確保、計画的な修繕・改修による品質の保持と長寿命化を目指し、施設の有効活用を図る。

方針2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

◆ 予防保全型の維持補修への転換

ニーズの高い施設については、予防保全等の実施により長寿命化を図り、長く利用できるようにする。インフラ施設は、事後保全型管理から予防保全型管理へ転換する。維持補修の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位づけを行い検討する。

方針3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す

◆ 維持管理コストの最適化

公共施設等を最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有、運営、維持するために、効率的な維持管理に努め、従来の管理手法のみに頼ることなく、新たな管理手法を検討していく。

公共施設（建築物）の類型ごとの基本方針

施設の大分類を細分化して類型別にそれぞれの課題を整理して、大規模改修等の更新や維持管理の方針を整理する。

1. 市民文化系施設

基本的な方針

① 文化会館(市民会館・市民文化センター)

福江文化会館は、本市における社会教育や各種イベント開催の主要施設であることから、これからも有効に活用する。一方で、施設の老朽化は確実に進行していることから、施設の長寿命化を図るために、定期的な点検を実施する予防保全型管理を徹底する。

② 公民館・集会所等(地区公民館・集会施設)

公民館・集会所等は、地域の活動の拠点やコミュニケーションの場として活用されており、様々な場面で重要な役割を果たしている。地域の過疎化が深刻化する中で、人と人との繋がりをもたらず公民館・集会所等の施設の機能は、今後も存続していかなければならない。

また、市が市内全域に設置する施設の内、主に町内会活動の拠点として利用されている施設については、市民文化系施設の公民館・集会所等と同じ見直し方針で検討を行うこととし、「第3次五島市行政改革(H27～R元年度)」において、以下の「見直し方針」及び「具体的な推進方法」により、施設ごとの将来の方向性を決定した。

なお、本見直しについては、地元住民等へ説明会を実施し、合意形成は完了している。

I. 集会所等の見直し方針【平成29年11月20日決定】

◆見直し対象施設 … 市が保有する集会所等の77施設

◆見直しの視点・方向性 … 施設そのものの存続より、「その機能の存続」を目指して

1) 平準化・均衡化 2) 行政の責任領域 3) 地元等の意見の反映 4) 受益者負担の原則 5) 統合及び代替え施設の活用

II. 集会所等の見直し方針に係る具体的な推進方法【平成30年7月12日決定】

将来の世代に大きな負担を残さない形で適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量を目指すものとし、方針の実現に向けて以下の「市保有量縮減の目標指標」及び「具体的な推進方法」で施設の将来の方向性を決定した。

◆市保有量縮減の目標指標 … 77施設(当時) ⇒ 33施設(20年後) ⇒ 19領域(40年後)

◆具体的な推進方法 … 集会所等を3つに区分し、施設の管理方法を明確に区分

①「譲渡する施設」(町内会が保有する施設)

②「市が保有する施設」(行政責任の領域) : 33施設(20年後)

③「その他施設」(将来的には市が保有しない施設) ※原則、市としての改修等は行わない

2. 社会教育系施設

基本的な方針

① 図書館(図書館)

現状の課題を抜本的に解決するためには、移転新築の方法で新たな施設を建設する必要があったことから、「新図書館整備基本計画」に基づき、新図書館を整備しているところである。

令和4年度中に工事完了し、令和5年度の開館を目指している。

② 資料館・博物館等(博物館・資料館・社会教育センター等)

多くの施設が本市の観光にとって重要な拠点施設であることから、長寿命化を図るため、適切な時期に計画的な補修を行う必要がある。しかし、多くの施設において、内部機器の更新を含めると多額の費用が必要となることが予想される。

山本二三美術館は、五島出身で世界的にも有名なアニメ美術監督である山本二三氏の作品を常時

展示し観覧できる美術館であり、市民の芸術、文化及び観光の振興にも寄与しており、今後も必要な施設である。屋根瓦や床板等が老朽化していることから、文化財保存のためにも定期的な修繕を実施していくこととする。

久賀島観光交流拠点センターは、世界遺産の情報を発信する重要な施設である。本施設は、文化的価値を有する木造建築物であるため、修繕等に当たっては文化庁の助言等を仰ぎながら実施する必要がある。なお、建物の長寿命化を図るために50年周期ごとの大規模な修復事業が必要となってくる。また、管理運営に関しては、引き続き指定管理者制度を導入していくこととする。

また、五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫については、廃校になった旧戸岐小学校の校舎を利用していることから老朽化が顕著であり、今後も長期的に使用することは困難であると思われるため、五島観光歴史資料館に保管できない貴重な資料等をどのように保管していくのかを含めて、今後の資料館のあり方を検討する時期に来ている。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

基本的な方針

① スポーツ施設(市民体育館・市民プール・武道館・野球場等)

建築後20年から40年が経過した施設が殆どであり、小規模な修繕から大規模な修繕を要する施設と維持更新のため改修が必要な施設が多くある。

特に、1981年の新耐震基準以前に建設された施設については、老朽化に伴う事故の危険性もあることから早急に長寿命化判定を行い、長寿命化のための改修工事を行う必要がある。

なお、施設の中には類似する施設が隣接するなど施設の機能の重複が見られ、特に支所地区においては、今後の施設の利用見込みを見極めながら、集約化を含めて在り方を検討する必要がある。

② レクリエーション・観光系施設(キャンプ場・広域運動公園等)

レクリエーション施設、観光施設においては、多くの方が訪れる施設が多いことから適切な維持管理が必要である。老朽化している施設も多いことから長寿命化のための大規模改修を含めた維持補修等を計画的に実施する必要がある。

観光施設の内、便益施設である展望所については、施設の安全確認や清掃のために定期的な巡視などが必要であり、隣接する施設を複合的に管理する体制の整備も必要である。

4. 産業系施設

基本的な方針

① 産業振興施設(産業振興等を目的とした施設・地域活性化施設等)

漁業研修生用住宅は、老朽化も進んでいることから軽微な維持費で管理できる間は有効活用をするが、大規模改修を行ってまでの維持は行わず、代替措置として空き家等の活用を検討する。よって、現在の入居者が退去後、施設の建築年数や経年劣化の状態を判断しながら、維持しない場合は、廃止・解体を行うこととする。

岐宿漁村センター、福江農業構造改善センターは、現時点では市が管理すべきと考えているが、施設の設置目的、民間施設を含む類似施設の整備状況、社会経済情勢の変化、施設の利用状況等を踏まえて、その必要性については、随時検証を行っていく。

大浜財産区管理センターは、現行の特別会計による運営の体制であれば、財源において市の持ち出し分はないことから、今後も現状維持のまま有効活用を図る施設である。

山下公衆用トイレは、耐用年数を迎える築後50年経過を目途に廃止し、解体する。

② 産業系施設(産業系施設)

産業系施設は、大きく「農業振興」と「水産振興」に分けられ、施設全体の今後の在り方について、次の見直し方針で検討を行うこととする。

《 見直しの方針 》

施設の設置目的、類似施設の整備状況(民間の施設も含む)、社会経済情勢の変化、施設の利用

状況等を踏まえ、市が引き続き当該施設を設置する必要があるのかどうかについて検証する。なお、本方針における具体的な見直しの視点・方向性について、以下のとおり。

- ◆ 施設の設置目的や機能が民間の施設との競合の観点から、設置当時は行政が設置・運営することが要請される施設であったが、現在では、その必要性が薄れた施設(競合関係にある施設が存在する施設)は、廃止又は用途変更若しくは民間への譲渡等を検討する。
- ◆ 施設の設置目的が時代のニーズに合致しているかといった観点から、施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は、利用方法の変更又は管理運営方法の見直しを行う。
- ◆ 利用率が大きく低下するか減少傾向にないかといった観点から、利用率が低い施設は、廃止又は用途変更を検討する。
- ◆ 引き続き存続する施設については、利用者ニーズに対応した柔軟な運営と経費の削減など経営努力を一層徹底する。

③ 商業系施設(販売・地域活性化施設等)

五島市産品センター鬼岳四季の里の管理運営体制については、民間移譲が望ましいと考えるが、現在の指定管理の経営状況から採算性が低く、現実的に難しいと思われ、今後は施設の本来の目的である農業振興並びに観光振興の両面から施設の在り方として、存在価値や管理運営体制の見直し検討が必要と考える。

荒川温泉足湯は、地域活性化における貢献度が高いことを踏まえ、引き続き市が保有し有効活用を図る。

5. 学校教育系施設

基本的な方針

① 小学校 及び ② 中学校

児童・生徒数が特に減少している「極小規模校」については、今後、できるだけ早い時期に保護者や地域住民と今後の学校の在り方について、統廃合も含めた協議を行う必要がある。

また、引き続き使用する施設については、施設の建替えの周期を建築後 60 年後から 80 年後と設定しており、屋上防水や外壁補修を行いながら中間年で大規模改修等を行い、建替周期まで使用することを目標としてライフサイクルコストの低減を図る。

なお、学校の統廃合等により使用しなくなった施設については、売却や貸付等の有効活用を進めることとし、売却・貸付等ができない施設については、周辺住民への影響が大きい施設から順次解体を行う。

③ 給食センター等

今後、当分の間は、現在の施設を利用することになるが、学校の統廃合や施設の老朽化の状況を見ながら近隣施設との統廃合も検討する。特に福江学校給食センターについては、調理する食数の関係上、他の施設ではこの施設の食数を補うことができないことから、他の施設よりも優先して修繕を行う必要がある。

久賀島共同調理場については、令和 4 年 3 月に廃止し、福江学校給食センターから配送する方法に変更することとしており、有効活用できない場合には解体する。

富江・三井楽学校給食センターについては、統廃合による学校数の減少や、児童・生徒数の減少により調理する食数が減少した場合には、他の学校給食施設から配送する方法に切り替えることを検討する。なお、この場合にはこれらの施設は売却・貸付等を検討し、売却・貸付等ができない場合には解体する。

奈留給食センターについては、離島地域であることから福江島から配送する方法に変更することができないことから、今後、仮に調理する食数が減少したとしても施設の規模の適正化を図りながら、現在地において施設の更新を行うこととする。

④ 教職員住宅

教職員住宅の入居率が下がって来ていることから、教職員住宅の必要性も以前と比べて低くなっていると思われる。このことから、今後は民間の賃貸住宅が少ない二次離島地域の教職員住宅や各

学校の校長住宅、教頭住宅についてのみ更新を行うこととし、その他の住宅については原則として更新を行わず、老朽化した建物から順次解体し、撤去していくことにする。

⑤ その他教育施設(学校教育関連施設)

遠方から通学する児童・生徒にとって、スクールバスは就学のためになくてはならないものであり、その車庫を含めこれらすべての施設は、学校が存続している限り必要な施設である。

一方で、今後は更なる児童・生徒数の減少も見込まれることから、施設の更新が必要になった場合には適正規模の施設に見直し、利用する児童・生徒がいない場合は、廃止・解体する。

6. 子育て支援施設

基本的な方針

① 保育所

玉之浦へき地保育所及び中川へき地保育所は、建物に不具合が発生しており、また、入所児童数も減少していることから、統廃合を含めた方針を決定する必要がある。令和 4 年度より中川へき地保育所と玉之浦へき地保育所を統合し、「玉之浦地区へき地保育所」として運営する予定である。

また、平成 30 年度から休止している嵯峨島保育所は、嵯峨島地区の今後の出生状況によっては再開もあり得るが、現在の施設をそのまま利用することはできないと思われるため、再開する場合には適正化を実施する必要がある。

7. 保健・福祉施設

基本的な方針

① 高齢者福祉施設(デイサービス・高齢者施設)

二次離島である久賀島と花島にあるデイサービスセンターは、島内唯一の介護サービス提供事業所であることから現在の施設の補修を行いながら維持することとし、将来的には、学校施設等との統合等を検討することとする。

奈留デイサービスセンターは、これまで指定管理者による運営を行ってきたが、現在、業務を委託している事業者が今後業務を行わない方針であり、その後運営を行う事業者の参入も見込めないことから平成 30 年度をもって事業を廃止している。

この施設は、建物の構造が奈留保健センターと一体となった建物であることから、併せて処分を検討する。今後、用途廃止を行い普通財産として管理を行いながら、売却を含めて民間へ譲渡することも検討するが、譲渡することができない場合には奈留保健センターの更新の時期(令和 26 年度予定)に併せて解体する。

グループホームさざなみは、グループホームとしての利用は令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止しているが、施設の改修を行い用途を変更して活用する計画である。

② その他高齢者福祉施設(娯楽施設)(高齢者向け運動施設等)

今後、福江陶芸館は、耐用年数(31 年)を迎える令和 9 年度までに民間へ譲渡することを検討するが、譲渡ができない場合には廃止し、解体する。

③ 福祉保健施設(保健センター・福祉センター等)

富江地域福祉センターは、民間の活力と創意工夫を活かした施設運営を図る目的で、民間へ譲渡することを検討している。

その他の福祉保健施設については、耐用年数を迎える更新時期に建物の適正化や集約化を実施する。

8. 医療施設

基本的な方針

① 医療施設(診療所等)

黄島診療所をはじめとする診療所は、二次離島などのへき地医療の中核を担っており、施設の老朽化も進んでいることから、今後は市としての医療提供体制の在り方と併せて検討し、施設の適正化を図っていくこととする。

② 医師等住宅及び付属施設(住宅・倉庫等)

医師等住宅は、市としての今後の医療提供体制の在り方と併せて、施設の適正化を図り、また、三井楽診療所車庫は、現在の車庫が使用できなくなった場合には、更新は行わず廃止を検討する。

9. 行政系施設

基本的な方針

① 庁舎等(庁舎・消防署・支所・出張所等)

市役所本庁舎及び支所庁舎については、引き続き庁舎整備基本計画に基づき、耐震化を図るとともに適切な規模での整備を行うこととする。

消防出張所は耐震化・経年劣化等の理由により、平成30年から改築を実施し、令和元年度末までに完了している。

② その他行政系施設(備蓄倉庫等)

その他行政施設に属する施設は、市民が直接使用する施設ではないことから、今後も小規模改修等により最低限の補修を行い施設の長寿命化を図る。また、老朽化が著しい施設については、長寿命化のための大規模改修や更新を行う必要があるが、今後は同じ倉庫等として使用している施設を集約化し、利用しやすい施設となるような規模や配置等の検討を行う。

③ 消防施設(消防格納庫・詰所)

消防施設は、災害が発生した時の各地区の消防団の活動拠点となることから、集落ごとに設置することが望ましいため、人口減少を理由に単純に集約化や複合化を実施することが難しく、慎重かつ適切な配置計画を検討する必要がある。また、特定の年度に建築が集中していることから、改修や更新を行う時期が集中する可能性があるため、改修等を実施する場合には計画的に行う必要がある。

今後しばらくは、既存の施設の改修を行い長寿命化を図ることにより使用を続けていきたいと考えているが、施設の更新時期が来た場合には地域住民の人口や消防団員数も考慮しながら消防詰所や消防格納庫の統廃合も検討する。

10. 公営住宅

基本的な方針

① 公営住宅

入居者の安全性の確保、修繕コストの抑制と平準化を図るため、日常的な団地巡回による点検と定期的な点検を実施する。

また、長期的に公営住宅等の管理を行うため、住棟や部材の耐用年限や劣化状況から、将来見込まれる修繕工事の内容等を明記した長期的修繕計画を作成し、計画的に修繕を実施する。

② 単独住宅(単独住宅)

現在、入居者がいる住宅については、予防保全型による改修を行うなどして建物の長寿命化を図る。また、今後の住宅困窮者の状況に応じて、建替えも含めて検討を行う。一方で、入居者の募集を停止している住宅については、単独住宅としての用途を廃止し、計画的に解体を行う。

11. 公園

基本的な方針

① 公園(建築物)(管理棟・トイレ等)

児童遊園については、少子化により地域の児童も減少しているものの、児童に健全な遊び場を与え、交通事故等を防止する観点から継続して施設を維持していく必要がある。

五島市椿園については、椿園の花を楽しむばかりでなく、椿実の収穫体験などに利用し、若い世代に椿をもっと知ってもらえる施設にしていきたい。

大浜漁港公園については、人口減少により公園の利用者が減少していくことが予想されるが、近隣には他に公共施設がないため、公衆トイレ等の施設は必要である。また、四阿についても、グラウンドゴルフの利用者である高齢者等の休憩場所として、又は雨天等の避難場所として必要性がある。今後施設の更新等を検討する場合には、利用者の減少も考慮し、2箇所ずつある公衆トイレや四阿を1箇所に集約するなどして維持管理経費を抑えながら公園の機能を維持する。

その他の公園施設についても、今後の人口減少等による利用状況や維持管理経費等を考慮し、施設の適正化を図っていく。

12. 供給処理施設

基本的な方針

① 供給処理施設(ごみ処理場・クリーンセンター・浄化センター)

一般廃棄物の収集運搬及び処理は、自治体の重要な責務である。

このため、一般廃棄物処理施設については、集約化や効率化を図りながら必要最低限の施設を保持することを基本方針としており、施設の集約化により余剰となった施設については、順次解体を実施する。

飲料水供給施設については、上水道及び簡易水道給水区域外に居住する住民に対し、生活に必要な飲料水を供給するための施設であるため、人口が減少したとしても住民が生活している限り施設を維持・存続する必要があることから、施設整備方針を再検討する。

13. その他

基本的な方針

① 職員住宅

久賀島職員宿舎については、施設の更新時期と併せて適正化を図り、また、嵯峨島職員宿舎は、嵯峨島へき地保育所の運営方針に併せて適正化を図る。相ノ浦住宅については、老朽化もかなり進んでいることから建築後50年経過を目途に廃止する。

② 交通施設

バス待合所については、施設の老朽化により維持できなくなった場合には、原則として更新は行わず廃止する。また、渡船待合所については、島民に限らず、観光客も多く利用していることから今後も必要な施設であり、利用状況に応じて更新又は適正化を図っていく。

③ 斎場・火葬場

福江島にあるやすらぎ苑は、3炉を有する市内最大規模の主要施設であり、今後も有効活用財産として適正な維持保全を実施し、建築後50年経過を目途に浄富苑を廃止し、やすらぎ苑に集約化することを検討する。奈留葬斎場は、老朽化のため築後56年度経過する令和27年度を目途に更新を行うこととするが、更新を行う場合には、利用件数が減少中であることから、適正化(適正規模への見直し)を行い、建物の規模を縮小する。また、富江町旧火葬場は、使用していないことから廃止しているため、解体を行う。

④ 公衆便所

公衆便所については、公衆便所に分類された全 8 施設に限らず、市内の公園や観光施設にある公衆便所を含めて、施設配置場所、利用者の状況、設置目的等を考慮した上で再検討する。その上で今後も一定数の利用者が見込まれる公衆便所については、施設の更新や適正規模への見直しを実施する。また、利用者が特定の者に限定され、利用者数が極端に少ない公衆便所については、譲渡や廃止を行う。

⑤ その他(行政財産) 及び ⑥ その他(普通財産)(未利用施設等)

その他の施設については老朽化した施設が多いが、貸付けを行っている建物については利用者への売却や譲渡を検討し、譲渡ができない施設や今後も利用の見込みがない施設については、計画的に解体を行う。特に、その他(普通財産)については、遊休資産となっていることが多いため、売却や貸付を積極的に進め効率的な資産活用に取組む。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・関係人口の促進

過疎地域においては、人口減少、少子高齢化が進展している。本市では、平成30年度から令和7年度にかけ、8年連続で移住者数が200人を超えており、人口減少対策として移住促進事業が担う役割は大きい。引き続き、長崎県、ながさき移住サポートセンター、各市町と連携して移住相談及び移住サポートを充実させる。今後は移住を検討している方だけでなく、観光客やリモートワーカー等の交流・関係人口にも五島市の暮らしの魅力や移住情報に触れる機会を拡大するなど戦略的情報発信により、さらなるUIターンの促進を図る。併せて、関係人口拡大に向けて、コワーキングやコリビング、中長期滞在型宿泊施設との連携及びコミュニティマネージャーの育成、情報発信等の受け入れ態勢の構築に努める。

また、移住者の定住率を向上させるため、相談支援や移住者間の関係構築を推進する。

2 地域間交流の促進

本市のまちづくりを応援したい方々との繋がりを持つため、ふるさと納税制度を活用し、全国に向けた本市の魅力発信及び特産品の紹介を行っている。来島者や寄附者と特産品を生産する事業者との繋がりなど、継続的な交流促進を図る。

また、本市出身者をはじめとする五島市を愛し、故郷とする方々に「五島市心のふるさと市民」として登録していただいている。本市の情報の受け手及び周辺への発信者として協力を求め、本市出身者以外の方々へ輪を広げることで、ネットワークの構築及び交流を促進する。

3 地域社会の担い手となる人材の育成

地域が抱える課題等の解決に向け、専門的知識、技術、経験等を有する地域おこし協力隊をはじめ、関係人口を含む市内外の多様な人材を活用した地域活性化を推進する。

外国人の人材育成として、五島日本語学校の円滑な運営を支援し、市内での就職を促進するための体制整備に取り組む。また、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共施設における多言語対応や相談体制の充実を図るとともに、日本語を学習する環境整備や市民との交流機会の拡大などに努める。

第1節 現況と問題点

1 移住・定住・関係人口の促進

本市への移住相談件数は、令和5年度が589件、令和6年度が743件であり、コロナ禍の影響を受けて増加した地方移住の流れが落ち着き、都市回帰の傾向が強まったように感じられるものの、地方移住に対する関心の高さは継続されている。今後も本市人口の社会増及び地域社会の担い手確保を目指して、さらなるU Iターンの促進を図っていく。そのためには、本市の豊かな自然や伝統文化、移住生活の魅力を広く伝える戦略的な情報発信が必要である。併せて、ながさき移住サポートセンターとの連携により、引き続き移住相談会の実施及び移住希望者の情報共有を行い、移住希望者の視点に立ったサポートを充実する。

また、移住者を受け入れる環境整備として、住宅の確保が重要であるが、賃貸物件やファミリー向けの住宅が不足している状況である。引き続き、空き家バンクと空き家活用促進事業補助金（空き家リフォーム・家財処分）の周知により、空き家バンク登録物件の増加を図り、U Iターン者等とのマッチングを推進する必要がある。

二地域居住者等の関係人口拡大においては、高額な交通費が促進の高い壁となっているため、交通費助成等の支援が課題である。

また、子育て世代である新婚家庭に対する定住に向けた支援や、若年層の移住促進に向けた経済的支援を行う。

【移住者の推移】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
202	223	204	252	272	222

資料「地域協働課調べ」

【相談件数の推移】

(単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
308	255	364	622	598	743

資料「地域協働課調べ」

2 地域間交流の促進

ふるさと納税制度による本市への寄附件数及び寄附額は増加傾向にあり、令和6年度の実績は、寄附額691,289,646円、寄附件数30,912件であった。寄附金は「ふるさとづくり基金」として積み立て、これを財源として地域振興事業を実施している。引き続き、寄附額の増による歳入確保とともに、地域経済の活性化及び市の魅力発信による市外の方との交流促進を

図る必要がある。

また、「五島市心のふるさと市民」については、現在の登録者数は令和6年度末時点で22,918名である。さらなる登録の推進と、本市の情報発信における協力など、登録者を活かした取組が必要である。

【ふるさと納税の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附額（円）	279,732,202	284,171,501	640,747,099	713,107,764	691,289,646
寄附件数（件）	13,305	12,112	23,545	26,049	30,912

資料「政策企画課調べ」

3 地域社会の担い手となる人材の育成

本市では、地域おこし協力隊制度や大学と連携した地域課題解決型フィールドワークの導入などにより、地域課題の解決に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化、若者の市外流出により、あらゆる分野で担い手不足が深刻な課題となっている。また、個人の価値観の多様化により、地域が抱える課題も複雑になっている。

今後、地域社会を維持するためには、外国人を含めた多様な人材の活用及び育成を図りながら、担い手不足の解消に取り組む必要がある。

第2節 その対策

1 移住・定住・関係人口の促進

- ① 移住者に対する就業支援や情報提供を行う。
- ② 移住者間、地域住民との交流の場を創出し、定住促進を図る。
- ③ 受入体制を充実させ、二地域居住などの関係人口の拡大を推進する。
- ④ 町内会等と連携し、新たな空き家物件の発掘に取り組む。
- ⑤ 空き家バンク制度を適切に運用するとともに、空き家活用促進事業補助金による改修及び家財処分の支援を行い、定住のための住宅を確保する。
- ⑥ 子育て世帯等への移住支援制度の充実を図る。
- ⑦ 若年層の経済的自立を支援することで移住者の定住促進を図る。

2 地域間交流の促進

- ① ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）を活用して本市の知名度向上に努め、市外の方との交流を促進する。
- ② 「五島市心のふるさと市民」への登録を推進し、登録者を活かした取組を行う。

3 地域社会の担い手となる人材の育成

- ① 地域の課題解決に向け、ミッション型地域おこし協力隊を活用する。
- ② 大学と連携した地域活性化施策を推進する。
- ③ 五島日本語学校の円滑な運営を支援する。
- ④ 日本語を学習する環境整備や市民との交流機会の拡大を推進する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住	空き家改修補助金 1,000千円×15戸分	個人	
	(4)過疎地域持 続的発展特 別事業			
	移住定住	UI ターン促進事業 【目的】 本市の魅力を幅広く発信し、移住を促進する。 【内容】 都市部での移住相談会への参加、移住ガイドブックの作成等を行い、本市の魅力や移住情報について幅広く発信する。また、移住希望者のニーズに応じた案内を行うことで、移住に関する不安を解消し、移住を促進する。	市	【効果】 • 移住者の増加 • 関係人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		ばらかもん奨学助成事業 【目的】 人口減少対策として若年層の移住を推進することで、社会増及び自然増を図る。 【内容】 35歳未満の方を対象に、返還すべき奨学金の額及び利息相当額のうち実際に返還した奨学金の額及び利息相当額を助成金額とし、年間36万円（Iターン者にあっては年間24万円）を上限として交付する。対象となる奨学金は、五島市、長崎県、日本学生支援機構等から借りた奨学金とする。	市	【効果】 ・若年層の経済的自立 ・移住定住の促進
	人材育成	五島市日本語学校給付型奨学金事業費補助金 【目的】 日本語学校の開設による人口増及び地域の活性化 【内容】 五島日本語学校の学生に生活費及び学費の助成等を行う学校法人に対する補助	法人	【効果】 ・人口の増加 ・労働力の確保
		日本語講座開催事業 【目的】 市内在住の外国人の日本語習得とコミュニケーション能力の向上 【内容】 市内在住の外国人を対象とした日本語教室の開催	市	【効果】 ・外国人の定住化

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第3章 産業の振興

1 農林水産業の振興

農業については、後継者の育成、ブランド化等による高付加価値化、地産地消、環境保全型農業を推進するとともに、中山間地域における良質な農地の維持、保全、集積等の基盤整備に取り組んでいく。また、畜産業の一層の振興を図り、畜産農家の安定した経営を目指す。

有害鳥獣対策については、鳥獣による農林業等に関する被害防止のための施策を推進していく。

林業については、生産基盤として重要なだけでなく、流域や海洋の自然環境保全、山地災害防止、人の心を癒すなどの多面的な公益機能を有している。木材の有効な活用方法を確立し、地産地消の観点から林業と木材産業が一体となって生産、流通体制の整備を進めていく。

水産業については、持続可能な水産資源の活用と担い手の育成を図るとともに、漁船機器等の近代化等による漁業経営の活性化を図り、基盤強化を目指す。

2 商工業の振興

新たな商品開発を推進するとともに、地域の特性に合った商工業を展開し、販売額等の増加を目指す。そのために、五島産品のブランド化や各種プロモーションの強化により大都市圏などへの流通拡大を図るとともに、商店街の活性化や商工会等の育成強化も進めていく。

また、地域の特性を活かした新産業の拡大、就業者数の増加を目指し、創業・事業拡大に向けた支援の強化や企業立地優遇制度を活用した企業誘致に取り組む。

3 観光又はレクリエーションの振興

世界文化遺産、日本遺産、日本ジオパーク、食などの地域資源を活かした魅力づくりに取り組むとともに、おもてなしの心の醸成と来島者ニーズに応えられる環境整備を進め、国内外の観光客及びリピーターの獲得に努める。併せて、県内外の市町等と連携し、観光分野における離島の魅力を発信することで、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。

また、修学旅行受入に加え、団体ツアーやイベント時の受入など、農林漁業体験民泊事業の多角化により、事業の拡大を図る。

スポーツの振興については、スポーツイベントの実施及びスポーツ合宿の誘致等を積極的に行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、本市の知名度向上を図る。

同時に、ジオパークの取組を充実させ、貴重な地域資源の保全及び活用により、地域の持続的な発展を図る。

第1節 現況と問題点

1 農林水産業の振興

(1) 農業

農家戸数は、平成12年に1,757戸あったが、令和2年には847戸と、20年間で910戸が減少しており、農業の経営形態については、水稲、肉用牛を中心に葉たばこ、施設園芸等を組み合わせた複合による個別経営が中心である。

農業就業人口は、平成12年の2,011人から令和2年には1,016人と995人が減少する中、就業者の年齢層も60歳以上の割合が64.7%から76.5%と増加しており、農業就業者の高齢化や後継者不足、パイプライン等の灌がい施設の老朽化により、農地、農業用施設の維持管理に支障が出始めている。

また、農地が狭小・不整形で分散しているため、効率的な農業経営の確立に大きな支障をきたしている状況である。

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にあり、拡散防止や駆除等の対策を実施することで農作物被害を最小限に留めている状況であるが、監視体制の整備や防護柵の設置・メンテナンス、捕獲員の育成など継続した取組が必要である。

【農業の状況】

農家数の推移

(単位：戸)

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
1,757	1,416	1,234	1,030	847

(注)平成12年～平成27年は販売農家数

資料「農林業センサス」

令和2年は個人農業経営体数

年齢別農業就業人口（基幹的農業従事者）

(単位：人、%)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
実数 (人)	15～39歳	120	97	98	68	66
	40～59歳	590	479	429	307	173
	60歳以上	1,301	1,068	1,114	978	777
	合計	2,011	1,644	1,641	1,353	1,016
構成比 (%)	15～39歳	6.0	5.9	6.0	5.0	6.5
	40～59歳	29.3	29.1	26.1	22.7	17.0
	60歳以上	64.7	65.0	67.9	72.3	76.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 林業

木材価格の低迷や所有者の高齢化による森林経営意欲の減退が未整備の森林増加へつながり、森林の多面的機能発揮の低下が懸念される。

【林業の状況】

1ha以上の林家戸数

(単位：戸)

平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
670	648	673	625	496	405

資料「農林業センサス」

(3) 水産業

漁業経営体数は、平成10年には1,278経営体であったが、漁船漁業経営体の減少等により令和5年は420経営体まで大きく減少している。また、漁業就業者は平成10年の2,339人から令和5年には807人となり約3分の1まで減少している。

近年の水産業は、磯焼けの進行に加え、水産資源の減少、漁業用燃油価格の高騰など厳しい状況が続いており、加えて、後継者不足による漁業者の高齢化も進んでいる。特に、磯焼けによる資源の減少と後継者不足は深刻な課題である。

このような中、漁業集落と連携し、磯焼けの原因と考えられる生物の駆除や放流による資源回復に取り組んでいる。

また、先駆的漁労機器等の導入を支援し、漁業者の経営基盤の強化を図っている。

そのほか、多くの雇用を創出しているマグロ養殖の推進において、先端技術を活用した安定的な生産環境の創出に向け取り組んでいく。

【漁業の状況】

経営体数の推移

(単位：経営体)

平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
1,278	1,024	860	674	508	420

資料「漁業センサス」

年代別就業人口

(単位:人)

		平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
実 数	15～39 歳	358	228	197	164	137	140
	40～59 歳	976	790	667	486	324	265
	60 歳以上	1,005	766	637	500	491	402
	計	2,339	1,784	1,501	1,150	952	807
構 成 比 (%)	15～39 歳	15.3	12.8	13.1	14.3	14.4	17.4
	40～59 歳	41.7	44.3	44.4	42.3	34.0	32.8
	60 歳以上	43.0	42.9	42.5	43.4	51.6	49.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料「漁業センサス」

2 商工業の振興

(1) 地場産業の振興

豊かな自然の恵みを有する本市には、優れた農水産物や特産品等が数多くあり、都市部において物産展等を開催しているが、未だ知名度が低く販路拡大が課題である。消費者の多様化するニーズを的確に把握し、戦略的なPRや新商品の開発に取り組み、販路拡大を図る必要がある。

(2) 企業誘致対策

離島という地理的条件もあり、製造関連企業の誘致が進まないため、情報通信サービス関連企業を中心に誘致を進めている状況である。誘致が実現した企業においては、企業が求める人材が不足する等の課題がある。

(3) 創業、事業拡大等の促進

基幹産業が農林水産業である本市は、新しく事業を始める要素や要因が少ない状況にあったが、近年は、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業を活用し、様々な業種で創業及び事業拡大等が行われている。今後も本事業により創業及び事業拡大等をしやすい環境を維持し、雇用の拡充を図る必要がある。

(4) 商業の振興

商工業者の高齢化と後継者不足が進行しており、空き店舗が増加している。また、人口減少による購買力の低下に加え、インターネットによる通信販売などの拡大により、地元商工業者を取り巻く状況は厳しさを増している。

3 観光又はレクリエーションの振興

本市の観光客数は、令和元年に 252,657 人と過去最高を記録したが、現在では概ね 20 万人前後で推移している。

これまで、世界文化遺産の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を中心とした地域資源の磨き上げを行い、観光客の誘致拡大を図ってきた。今後は、県内市町等と連携を図り、世界文化遺産を活用した観光客の誘致拡大、観光ガイドの育成を図る。併せて、日本遺産やジオパークなどの新たな地域資源を活用し、旅行商品・滞在プランの開発や体験プログラムの整備に取り組む必要がある。

また、農林漁業体験民泊事業による誘客拡大に向け、新規開業や常時受入可能な民泊件数の拡大を図る必要がある。

スポーツの振興については、スポーツ合宿の誘致や市外から多くの参加者を呼び込むスポーツイベントの開催など、交流人口の増加と地域活性化を図るとともに、市外の参加者と市民との交流を深め、まちの賑わいづくりを図る必要がある。

ジオパーク活動の推進については、令和 4 年 1 月に「五島列島（下五島エリア）ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、令和 5 年 4 月には拠点施設となる鑑瀬ビジターセンターがリニューアルオープンするなど、活動の基盤が着実に整備されている。引き続き、見どころとなるサイトの安全性や活用のための整備、ジオガイドのスキルアップ、学校や地域でのジオパーク学習の拡充を進め、貴重な地域資源を「知って」「守って」「活かす」取り組みを進めていく必要がある。

【観光客数の推移】

(単位：人)

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
240,131	252,657	123,703	118,441	166,979	210,067	200,384

資料「文化観光課調べ」

【修学旅行受入人数の推移】

(単位：人)

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
4,129	5,337	530	406	363	1,989	1,820

資料「文化観光課調べ」

【農林漁業体験民泊軒数の推移】※年度

(単位：軒)

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
157	166	162	146	143	140	138

資料「文化観光課調べ」

第 2 節 その対策

1 農林水産業の振興

(1) 農業

- ① 担い手の育成及び農地集積を推進する。
- ② 農地の区画整理や用排水施設等、生産基盤の充実を図る。
- ③ 有害鳥獣対策や耕作放棄地の解消・発生防止、中山間地農業・農地等の保全活動への支援など、農業生産の環境整備を推進する。
- ④ 水田の有効活用、園芸作物の生産拡大、繁殖雌牛の増頭など、農畜産物の生産振興に取り組む。
- ⑤ 高菜加工、ワイン醸造、緑茶加工など、加工品の開発・拡大による農業の 6 次産業化を推進する。
- ⑥ 五島牛・五島豚をはじめ、甘藷やかぼちゃ・ブロッコリー・スナップエンドウなどのブランド化や認知度向上を進める。
- ⑦ 施設園芸の燃料費や、島外出荷・生産資材の移入にかかる輸送費を支援する。

(2) 林業

- ① 利用間伐の拡大と主伐再造林への転換を進め、施業の集約化によるコスト削減、人材育成、生産体制の整備を推進する。
- ② 木材生産量の拡大を目指し、建築物の木造化・木質化を進め地元産木材の活用を拡大するとともに、製材品及び原木の島外出荷を支援する。
- ③ 森林経営管理制度を活用して私有林（人工林）の適切な経営管理を図るための意向調査等を実施し、関係者と連携しながら市が主体となって森林整備を進める。
- ④ 耕作放棄地や公共用地等への樅の植栽や適正管理による樅実の増産を図り、樅油の増産と関連商品の開発につなげる。

(3) 水産業

- ① 漁家子弟を中心とした新規就業者の受入れを支援する。
- ② 雇用型漁業における雇用の確保に努める。
- ③ 燃油価格高騰対策を行う。
- ④ 漁港施設の機能強化、整備を行う。
- ⑤ 資源回復に向け、漁業集落等と連携し、磯焼け対策を行う。
- ⑥ 雑魚を活用した加工品開発を支援する。
- ⑦ 「五島べ」を中心としたブランド化と販路拡大を図るため、普及活動に取り組むと

- ともに、鮮度保持技術の向上を支援する。
- ⑧ 水産品の輸送費を支援する。
 - ⑨ 共同利用施設の整備を支援する。

2 商工業の振興

(1) 地場産業の振興

- ① 特産品の開発、販売体制を整備する。
- ② 五島産品のブランド化を推進する。
- ③ 戦略産品等の輸送費を支援する。
- ④ 地場産業を支える人材を育成・確保する。

(2) 企業誘致対策

- ① 企業誘致活動、立地優遇制度を充実させる。
- ② 企業の求める人材を育成する。
- ③ IT関連企業等の誘致促進のため、インフラ整備や遊休資産を有効活用する。

(3) 創業、事業拡大等の促進

- ① 市内で事業を行う創業、事業承継を支援する。
- ② 就業者の増加に向けた事業拡大等を支援する。

(4) 商業の振興

- ① 中心市街地の活性化を図る。
- ② 各種融資制度、助成制度の充実を図る。
- ③ 商工会議所、商工会の育成強化を図る。
- ④ 中小企業の振興を図る。

3 観光又はレクリエーションの振興

(1) 観光の振興

- ① 本市の魅力を活かした旅行商品、滞在プラン及び着地型旅行商品を開発する。
- ② 観光ガイドの育成を推進する。
- ③ 農林漁業体験民泊・教育旅行を推進する。
- ④ 観光客受入施設及び環境を整備する。
- ⑤ 長崎市や福岡県などと連携した広域周遊ルート・コンテンツ造成を図るとともに、

外国人の志向性に合わせ、島の魅力を活かした体験コンテンツを造成する。

- ⑥ 持続可能な観光地域づくり推進体制を構築する。
- ⑦ 国内外に向け、効果的な観光プロモーションを展開し、知名度の向上を図る。
- ⑧ 五島市を舞台とした映画やドラマの放映による認知度向上を図るとともにフィルムコミッションと連携した映画・ドラマの誘致・営業活動を展開する。
- ⑨ 長崎県スポーツコミッションと連携し、スポーツ合宿の誘致を促進する。
- ⑩ 市民やスポーツ活動団体等が効果的に活用できるスポーツ施設の整備を図る。
- ⑪ SNS等を活用した誘客イベントの宣伝活動を強化する。
- ⑫ 参加者の声を活かし、イベント内容及びスポーツ施設の充実を図る。
- ⑬ 市外からの集客を促進する新たなスポーツイベントを発掘する。
- ⑭ ジオガイドの育成と確保に努める。
- ⑮ ジオツーリズムのモデルコースを造成する。
- ⑯ 鏡瀬ビジターセンターの運営を充実させる。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	県営農地整備事業（寺脇地区） 区画整理 A=55.2ha	県	
		県営農地整備事業 （畑地帯担い手育成型） （富江・日の出地区） 区画整理 A=27.5ha	県	
		県営農地整備事業 （畑地帯担い手育成型） （富江・山下地区） 区画整理・畑かん施設 1式	県	
		県営農村地域防災減災事業 （五島2期） ため池 3箇所	県	
		五島市（団）農業水路等長寿命化・防 災減災事業 ため池 2箇所	市	
		山内（団）農業水路等長寿命化・防災 減災事業 揚水機場 4箇所	土地 改良 区	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		三井楽(団) 農業水路等長寿命化・防 災減災事業 揚水機場 4箇所	土地 改良 区	
		繁敷(団) 農業水路等長寿命化・防災 減災事業 送水管更新 1式	土地 改良 区	
		籠淵(団) 農業水路等長寿命化・防災 減災事業 配水管更新 1式	土地 改良 区	
		岐宿(団) 農業水路等長寿命化・防災 減災事業 給水栓更新 1式	土地 改良 区	
		県営農村地域防災減災事業 (五島3期) ため池 2箇所	県	
		牟田(団) 農業水路等長寿命化・防災 減災事業 揚水機場 3箇所	土地 改良 区	
		山端(団) 農業水路等長寿命化・防災 減災事業 揚水機場 2箇所	土地 改良 区	
		県営農業水路等長寿命化・防災減災 事業 繁敷ダム 1式	県	
		五島市2期(団) 農業水路等長寿命 化・防災減災事業 ため池 2箇所	市	
		県営農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) (堤・吉田地区) 区画整理・畑かん施設 1式	県	
	(2)漁港施設	崎山漁港水産生産基盤整備事業 (県営事業負担金) 外かく施設 1式	県	
		奥浦漁港水産生産基盤整備事業 (県営事業負担金) 外かく施設、係留施設、輸送・用地 施設 1式	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		奈留漁港機能強化事業 外かく施設 1 式	県	
		漁港機能増進事業 (県営事業負担金) 外かく施設、係留施設、輸送・用地 施設 1 式	県	
		県単自然災害防止事業 (県営事業負担金) 崎山漁港 外かく施設 1 式	県	
		県単自然災害防止事業 (県営事業負担金) 三井楽漁港 輸送施設 1 式	県	
		県単独修築事業 (県営事業負担金) 外かく施設、係留施設、輸送・用地 施設 1 式	県	
		新椀島漁港(伊福貴地区)農山漁村地 域整備交付金事業 防風フェンス 1 式、	市	
		五島西(貝津地区)農山漁村地域整備 交付金事業 -3m岸壁 1 式 -3m泊地 1 式 用地 1 式 南防波堤 1 式 導流堤 1 式 護岸 1 式	市	
		五島西漁港(嵯峨島地区)農山漁村地 域整備交付金事業 防波堤 1 式	市	
		倭寇漁港(坪地区)機能強化事業 護岸 1 式	市	
		五島西漁港(貝津・嵯峨島地区)機能 保全事業 浮棧橋 2 基	市	
		万葉漁港(柏地区)機能保全事業 防波堤 1 式	市	
		黒瀬漁港(黒瀬地区)機能保全事業 浮棧橋 1 基	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		新椛島漁港(伊福貴地区)機能保全事業 船揚場 1式	市	
		新奈留漁港(汐池地区)機能保全事業 防波堤 1式	市	
		万葉漁港(波砂間地区)機能保全事業 航路 1式	市	
		万葉漁港(塩水・高崎・八ノ川地区) 機能保全事業 外かく施設 1式	市	
		水ノ浦漁港(水ノ浦地区)機能保全事業 輸送施設 1式	市	
		万葉漁港機能増進事業 付属工 1式	市	
		五島東・鬼岳漁港機能増進事業 付属工 1式	市	
		大浜・倭寇漁港機能増進事業 付属工 1式	市	
		大宝・五島西漁港(丹奈地区)機能増 進事業 付属工 1式	市	
	(3)経営近代化 施設			
	水産業	荒川地区製氷施設 製氷施設の整備 1式	漁協	
		蕨地区漁具倉庫 作業保管施設の整備 1式	漁協	
	(9)観光又はレ クリエーシ ョン	観光客受入環境整備事業 説明板・誘導版・観光トイレ等の整 備改修	市	
		観光施設等維持補修事業 経年劣化等による指定管理施設の 維持補修	市	
		ジオパーク推進事業 見どころとなるサイトのへの解説 板整備及び富江溶岩トンネル「井坑」 の保全・活用のための整備	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		鏡瀬ビジターセンター及び海岸遊歩道の整備事業 拠点施設である鏡瀬ビジターセンターの追加整備及び鏡瀬溶岩海岸遊歩道の歩道や解説板の整備	市	
		自転車通行空間整備事業 路面標示設置 N=1 式 案内標識設置 N=1 式	市	
	(10)過疎地域持 続的発展特 別事業			
	第1次産業	担い手育成確保支援事業 【目的】 減少する第一次産業の就労人口を確保するため、農業に従事しようとする者を支援し、労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。 【内容】 新規就農に向けた研修や準備・営農初期の経営安定化に資する以下の制度を活用して担い手の確保を推進。 ・五島市農業研修支援事業（市） ・経営発展支援事業（国） ・経営開始資金（国）	個人	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業の後継者育成 ・農産物の安定供給 ・労働力の定着化 ・地域産業の振興
		五島牛振興事業 【目的】 肉用牛の資源の維持と導入拡大を円滑に進める。 【内容】 肉用牛の導入経費の一部を補助し、畜産経営の安定を図る。 ・家畜農協等有導入事業 ・家畜特別導入事業 ・優良繁殖雌牛導入事業	個人 農協	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内繁殖雌牛の改良及び増頭 ・五島家畜市場の活性化 ・農業所得の向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		燃油高騰対策事業（園芸・漁業） 【目的】 燃油高騰により圧迫されている農業及び漁業経営の安定を図る。 【内容】 農業経営、漁業経営における燃油購入に要する経費を助成する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	【効果】 ・農業及び漁業への意欲向上 ・安定した経営の維持
		林業・木材産業成長産業化促進対策事業 【目的】 保安林機能の低下が懸念されているため、残った健全な松の枯れを防止する。 【内容】 市内4か所（高度公益機能森林）において保全すべき松林へ薬剤を注入する。	市	【効果】 ・保安林機能の維持
		漁業後継者育成事業 【目的】 漁業の後継者不足は深刻な問題であるため、移住者、漁家子弟者に漁業技術を習得・独立させることで、漁業後継者の増加と定着率の向上を図る。 【内容】 新規漁業希望者を対象に、1年間の生活費等の助成、経営開始時の漁船の導入支援を行う。また、漁業研修希望者を対象とした体験講習会等を開催する。	漁協	【効果】 ・漁村の活性化 ・水産物の安定供給 ・労働力の定着化 ・地域産業の振興

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>水産多面機能発揮対策交付金事業</p> <p>【目的】 漁業者等による水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動を支援し、水産業の再生、漁村の活性化を図る。</p> <p>【内容】 環境、生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保に向けた取組を支援する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 安全で新鮮な水産物の安定的提供 • 生命、財産の保全 • 保健休養、交流、教育の場の提供
		<p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>【目的】 水産資源の減少と漁業就業者の減少・高齢化が進行する状況の下で、離島漁業の再生のため、地域資源である漁場の生産力の向上と新規漁業就業者の育成・確保を図る。</p> <p>【内容】 漁業集落の創意工夫を活かした取組や漁業後継者対策の取組を支援する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 漁業経営の安定 • 漁村の活性化
		<p>五島市鳥獣被害対策 ICT イノベーション事業 (令和3年度過疎地域持続的発展支援事業)</p> <p>【目的】 ICTを利用した鳥獣予報発信のネットワークを構築することにより、被害を未然に防ぎ、鳥獣害に対して強い集落を創る。</p> <p>【内容】 携帯電波の届かない山間部で ICT 技術を利用するために ICT 中継器を導入する。また、鳥獣被害予測システムを構築し、市民へ被害予報を発信する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 鳥獣被害の抑制 • 獣害に強い集落の構築

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・ 6次産業化	物産振興対策事業 【目的】 商工業、農林水産業等の産業を育成し、販促活動の強化、都市部での五島の日イベント開催など特産品のPRを展開し、製品のブランド化や市内物産事業者の規模拡大を図る。 【内容】 物産展の開催、販売ツール作成及び産品販路拡大等の委託を行う。	市	【効果】 •地域産業の活性化 •産品ブランド化による知名度の向上 •雇用の場の創出
		地域活性化事業（まつり） 【目的】 福江みなとまつり及び支所地区の夏まつりを開催し、商業の活性化及び市民総和、交流人口の拡大を図る。 【内容】 各まつり実行委員会に対して、運営費補助金を交付する。 福江みなとまつり、富江まつり、玉之浦町港まつり、三井楽夏まつり、奈留町夏まつり	団体	【効果】 •商業の活性化 •市民総和 •交流人口の拡大
	観光	映画・ドラマタイアッププロモーション事業 【目的】 五島市の認知度向上、五島市への観光客誘客、五島市内の観光周遊の促進を図る。 【内容】 五島市がロケ地となった映画等を活用した観光客誘致プロモーション、ロケハンツアーを活用したロケ誘致、ロケーション撮影補助	市	【効果】 •本市の認知度向上 •観光振興及び地域活性化
		外国人観光客受入体制整備事業 【目的】 インバウンドの受入体制を整備し、外国人観光客の誘致拡大を図る。 【内容】 外国人観光客誘致に向けた営業及び海外への情報発信を行う。	市	【効果】 •外国人観光客の増加 •地域活性化及び異文化交流の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>ジオパーク推進事業</p> <p>【目的】 社会が直面する重大課題（地球資源の減少、気候変動、自然災害など）に対する意識啓蒙を大きな目的としながら、活動を通じて住民の地元に対する誇りの醸成やジオツーリズムなどの観光資源の創出を図る</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や学校での学習会の実施 ・情報発信、イベント開催 ・拠点施設、解説板の整備 ・気候変動、自然災害への意識向上 ・地質遺産などの地域資源の保全 ・学術研究の推進、成果の地域還元 ・地域活動の拡充支援 ・ジオガイド育成、ジオツアー造成など 	市 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の価値や郷土の魅力を住民が理解する ・地域資源の保全 ・ジオガイド活躍、ジオツーリズムによる持続可能な経済活動の発展
		<p>体験型観光受入体制整備・誘客事業</p> <p>【目的】 体験型観光の推進を図るため、市内協議会等の受入体制を強化し、体験型教育旅行等の誘致拡大に取り組む。</p> <p>【内容】 体験型観光受入体制整備、体験型観光コーディネート機能強化、誘客プロモーション、教育旅行誘致拡大、体験プログラムの拡充。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人、自然の大切さを再確認する機会の創出 ・コミュニケーション力の向上 ・食育の推進 ・地域経済の活性化
		<p>滞在型観光推進事業</p> <p>【目的】 「もう一泊」滞在したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力を旅行商品化し、滞在型観光の促進を図る。</p> <p>【内容】 有人国境離島法の滞在型観光推進事業の実施（旅行商品の開発及び販売促進、誘客実証事業、滞在型観光推進のための情報発信）</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着地型旅行商品の販売促進 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>大型客船・航空機誘致支援事業</p> <p>【目的】 大型客船および航空チャーター便の誘致に取り組み、交流人口が拡大することによって、島内周遊及び島内消費の増加による観光・物産振興に繋げ地域経済の活性化を図る。</p> <p>【内容】 大型客船入港下船後または航空チャーター便着陸降機後に市内観光ツアーのために利用するバス、海上タクシーの借上費用の一部補助</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 着地型旅行商品の販売促進 • 交流人口の増加 • 関係人口の増加
		<p>地域おこし協力隊事業（インバウンド観光の推進、無形文化の保存継承）</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国語及び中国語を第一言語とする地域おこし協力隊員を雇用し、海外営業等や情報発信時の言語の障壁をなくすとともに、効果的な営業や情報発信の方法をとることで、五島市へのインバウンド誘客促進を図る。 ・五島市内各地で継承されている五島神楽と念仏踊りを中心に、記録資料の作成と担い手確保の仕組みづくりを行うことで無形文化の保存・継承を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外営業等の同行や情報発信の実施 ・神楽、念仏踊りを中心に五島市内の無形文化の記録資料（紙媒体、映像）の作成と担い手確保のための人的ネットワークの構築 	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 着地型旅行商品の販売促進 • 交流人口の増加 • 関係人口の増加 • 地域コミュニティの維持・活性化

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>スポーツイベント開催推進事業</p> <p>【目的】 市外から多くの参加者を呼び込むスポーツイベントを支援し、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。 ・五島列島夕やけマラソン大会 ・五島長崎国際トライアスロン大会 ・マラニック大会 ・五島つばきマラソン大会</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりの推進 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加
		<p>スポーツ交流人口拡大推進事業</p> <p>【目的】 スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大とまちの賑わいづくりを図る。</p> <p>【内容】 合宿受入体制の充実と誘致活動の強化を図るとともに、合宿を行う団体への支援を行う。また、地元中高校生へのスポーツ指導、交流試合等により、島外者と市民との交流を深める。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域活性化 ・交流人口の拡大 ・関係人口の増加
		<p>しま体験促進事業</p> <p>【目的】 教育旅行を誘致し、交流人口の拡大及び農山漁村地域の振興を図り、地域経済の活性化につなげる。</p> <p>【内容】 農林漁業体験民宿を含む市内の宿泊施設を1泊以上利用する教育旅行を企画・実施する者に対して、補助金を交付する。</p>	個人 法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行の誘致促進 ・交流人口の拡大 ・農山漁村地域の振興と地域経済の活性化

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>三井楽万葉まつり開催事業</p> <p>【目的】 三井楽万葉まつりを開催し、「西果ての万葉故地」としての特徴を生かしたまちづくりを進める。</p> <p>【内容】 万葉短歌表彰や万葉朗唱会、万葉料理コンテスト、万葉クルーズ等、生涯学習活動及び交流人口の拡大につながるイベントを実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交流人口の拡大 • 生涯学習活動の推進
	企業誘致	<p>企業支援事業</p> <p>【目的】 中小企業の支援及び創業時の負担軽減により、商工業の促進及び振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 五島市中小企業振興資金利子補給金及び保証料補助 • 五島市創業資金利子補給金及び保証料補助 • 五島市経営改善貸付利子補給金 	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中小企業の経営安定化 • 創業者の増加による地域産業の発展 • 良質な雇用の場の創出
		<p>企業誘致対策事業</p> <p>【目的】 産業振興及び雇用の増大を図る。</p> <p>【内容】 市の条例に基づき指定を受けた企業に対し、雇用補助金などにより支援する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 良質な雇用の場の創出 • 若者の島内就職率の向上 • 移住者等の就労人口の増加
	(11)その他	<p>港湾整備事業（県営事業負担金）</p> <p>福江港、富江港、相の浦港、岐宿港、玉ノ浦港ほか</p>	県	

第4節 産業振興促進事項

1 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
五島市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

2 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「第2節 その対策」及び「第3節 計画」のとおり

第5節 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第4章 地域における情報化

光ファイバや5Gの整備に加え、多様化するインフラへのニーズに合わせて衛星通信等の非地上系ネットワークも活用し、複層的なネットワークにより、人口減少・少子高齢化等、様々な地域課題に応じたデジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を実行し、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな市民の暮らしを目指す。

防災については、市民の安全と安心を守るための災害情報伝達手段の充実を推進する。

ICT教育については、「GIGAスクール構想」の更なる推進に向け、情報端末及び通信ネットワークの着実な改善を進め、多様な子ども達に寄り添った指導を行う。

第1節 現況と問題点

1 情報化の推進

光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要インフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが厳しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

災害情報伝達手段については、防災行政無線でのお知らせを第一としており、戸別受信機やスマホアプリ等の伝達手段を組み合わせているが、情報の受け手、気象条件によって音声が届きにくいなどの課題がある。特に、ICTへの馴染みがない高齢者や障がい者など、災害情報が届きにくい方への情報伝達については特に考慮する必要がある。

情報教育の推進については、ICT教育推進員による日常的な支援体制を整備し、「GIGAスクール構想」の更なる推進に向け、ICT機器を活用した効果的な指導が求められる。

2 デジタル化社会の実現のための環境整備

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の構築に向け、デジタル技術の活用不安を持つ高齢者などに対する技術の活用支援、デジタル人材の育成及び確保を図る必要がある。また、データを安全に利用するための情報セキュリティを十分に確保し、デジタル化に必要なデータを有効的に活用できる環境の整備を図る必要がある。

第2節 その対策

1 情報化の推進

- ① 光ファイバ、5G等の通信環境の充実を図る。
- ② 情報通信基盤の維持及び確保を図る。
- ③ 市民の安全と安心を守るための災害情報伝達手段の充実を推進する。
- ④ デジタル技術を活用したスマート観光によりインバウンド対策を推進する。
- ⑤ SNS等を活用した誘客イベントの宣伝活動を強化する。
- ⑥ 教育分野におけるICT機器の整備と活用促進を図る。

2 デジタル化社会の実現のための環境整備

- ① デジタル技術等の活用支援やデジタル人材の育成及び確保を図る。
- ② オープンデータやデータ連携基盤、公開型GISを推進する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域におけ る情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための 施設			
	防災行政用無線 施設	防災行政無線維持管理事業	市	
	その他の情報化 のための施設	ケーブルテレビ放送設備整備費補助 金事業	法人	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	情報化	<p>公開型 GIS 構築等事業</p> <p>【目的】 市内の行政地図情報を一元的に集約し、市外へ容易に共有・発信することにより、市民や事業者の利便性及びサービスの質の向上を図る。</p> <p>【内容】 航空写真へ市内保有情報を搭載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報（ハザードマップ、指定避難所） ・インフラ情報（水道、消火栓、道路網図など） ・行政情報（行政区、住居表示、森林計画区域など） ・観光情報（マラソン・トライアスロン等イベントコース、景勝地、観光ルートなど） ・生活情報（バス路線、バス停、チャイソコ停留所、AED 設置個所、バリアフリー施設など） ・教育・文化施設情報（学校、文化施設など） 	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の利便性及びサービスの質の向上

第 4 節 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 国道、県道及び市道の整備

市内には、国道1路線、主要地方道5路線、一般県道7路線、市道1,974路線が一体となり交通ネットワークを形成している。各路線とも地域間を結ぶ重要な路線であり、人や物が短時間で移動できるような地域づくりを進めるために計画的な整備を行っていく。

2 交通体系の整備

島と本土を結ぶ航路と航空路の安定的な存続、交流人口の拡大による地域活性化に向けた取組、市内のバス路線及び離島航路の総合的なダイヤ編成と運行体系の見直しを行い、高齢者や児童生徒、治療通院者等に配慮した体系を整えていく。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

基幹産業である農林水産業に関わる道路については、機械の大型化、近代化に対応できるよう、効果的な道路整備を進め、農林水産業の生産性の向上を目指す。

臨港道路等の輸送施設については、活魚・鮮魚の運搬において重要な役割を担っているが、経年劣化がみられるため、安全で快適な走行が可能な状態を維持していく。

4 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

航路の維持・存続のために主要航路の寄港地となる港湾に設置した港湾ターミナルビルについては、計画的な修繕を実施し、海上交通の玄関口として観光客、ビジネス客、地元利用者が安心して快適に利用できる施設として維持する。

航空路の維持・活性化のため、長距離便等の運航を目指して給油施設、ビジネスジェット格納施設及び臨時CIQ等の整備について継続的に検討する。

第1節 現況と問題点

1 国道、県道及び市道の整備

道路交通網の整備は、豊かな日常生活や活力ある経済活動を支えるとともに、地域間の連携や交流を活発化させる重要な役割を担っている。道路状況については、国道、県道、市道の整備に必要な予算の確保が困難な状況である。

また、整備が進んだ道路も大型車輛の運行等により、年々舗装の劣化が進行している。日常生活を支える集落内道路においても幅員の狭い箇所が多く、消防、救急医療活動等に支障が生じている。

【国・県道の状況】

区 分	一般国道	主要地方道	一般県道	合計
総延長 (m)	87,022.5	70,785.5	94,684.6	252,492.6
重用 (m)	—	2,970.6	65.0	3,049.6
未供用 (m)	18,850.0	—	—	18,850.0
実延長 (m)	68,172.5	67,814.9	94,605.6	230,593.0
道路	64,552.0	64,552.0	92,207.2	220,406.0
橋梁	775.7	662.9	938.4	2,377.0
トンネル	3,750.0	2,600.0	1,460.0	7,810.0
改良延長 (m)	66,684.8	57,897.6	70,122.6	194,705.0
率 (%)	97.8	85.4	74.1	84.4
舗装延長 (m)	68,172.5	67,799.4	89,776.8	225,748.7
率 (%)	100.0	99.9	94.9	97.9
路線数	1	5	7	13
橋梁数	45	33	80	158
トンネル数	14	4	2	20

令和6年4月1日現在

資料「管理・用地課調べ」

【市道の状況】

区 分	一級	二級	その他	合計
総延長 (m)	125,510.0	101,551.0	813,247.0	1,040,308.0
重用 (m)	405.0	196.0	9,933.0	10,465.0
未供用 (m)	—	568.0	247.0	815.0
実延長 (m)	125,105.0	100,787.0	803,067.0	1,028,959.0
道路	124,257.0	100,213.0	799,973.0	1,024,443.0
橋梁	848.0	574.0	3,094.0	4,516.0
改良延長 (m)	101,675.0	68,320.0	321,824.0	491,819.0
率 (%)	81.3	67.8	40.1	47.8
舗装延長 (m)	119,812.0	91,248.0	603,320.0	814,380
率 (%)	95.8	90.5	75.1	79.1
路線数	50	57	1,867	1,974
橋梁数	91	65	411	567

令和7年4月1日現在

資料「建設課調べ」

2 交通体系の整備

市内の公共交通機関は路線バス、乗合タクシー及び離島航路であるが、その果たす役割は地域間の連携促進、地域住民の移動手段として以前にも増して重要となっている。しかし、過疎化、自家用車の普及などにより輸送需要が減少し、経営の効率化を図るものの、国、県、市からの支援なしでの運営は厳しい状態にある。

今後も、必要不可欠な生活交通路線を維持するために関係機関との連携、協力及び運行事業者への支援により、適切な役割分担のもと地域の特性や利用者ニーズに応じた交通体系の構築が必要である。また、市民の日常生活や経済活動を支える島と本土間を結ぶ航路、航空路については、便数の確保や機材の更新等により安定的な存続を図るとともに、交流人口の拡大による地域活性化に向けた取組を推進していく必要がある。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道については、基盤整備と有効利用が図られているが、機械の大型化に伴い、未舗装や幅員の狭い道路が多く支障が生じている。

林道については、森林管理を図るうえで基盤となるものであり、森林空間の総合的な利用促進、山村地域における産業の振興上でも重要な役割を果たしている。利用間伐の拡大と主伐再造林への転換を進めていく上でも林道、森林作業道の整備は重要である。また、開設した林道では、路面の浸食や雑灌木の繁茂が激しくなり、維持管理にかかる費用が増加している。

漁港関連道については、活魚輸送体制の充実が重要であるが、舗装表層部の劣化や陥没等により支障が生じている。

4 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

主要航路の寄港地に設置した港湾ターミナルビルについては、奈留ターミナルビルと福江港ターミナルビルの2か所であるが、それぞれ設置から20年が経過し設備の老朽化が進んでいる。

付帯設備の不具合は増加傾向にあり、大型設備の更新には高額な費用を要する。計画的に修繕又は設備の更新を行い、利用者が安心して快適に利用できる施設として機能を維持する必要がある。

市内経済の活性化のため、航空路における交流人口の拡大を目指しているものの、五島つばき空港に給油施設が無く、静岡空港より遠方からの直行便運航ができない状況にある。

第2節 その対策

1 国道、県道及び市道の整備

- ① 国道、県道については、整備の要望に努める。
- ② 市道及び橋りょう等の計画的な整備と管理に努める。
- ③ 交通安全対策の充実を図る。

2 交通体系の整備

- ① 路線バス、乗合タクシー及び離島航路の維持、確保及び利便性の向上に努める。
- ② 本土と繋がる航路・航空路の維持、活性化及び機材の更新等を図る。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

- ① 農業機械の大型化、資材及び農作物の運搬の利便を図るため、基盤整備と合わせ、通作条件の改善につながる効率的な農道整備を行う。
- ② 間伐、保育作業を実施する地区については、森林作業道の開設を行う。
- ③ 森林整備の集約化が必要な地域において、林道の開設を検討していく。
- ④ 漁港関連道の機能を保全するため、日常点検の実施及び漁業者との連携を図る。
- ⑤ 既存の農道、林道及び漁港関連道の維持、管理に努める。

4 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

- ① 港湾ターミナルビルの修繕計画を作成し、計画的な修繕及び設備の更新を行う。
- ② 港湾ターミナルビルの維持、管理に努める。
- ③ 空港給油施設の導入を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	市道・側溝舗装整備事業 本山101号線(改良) L=280m、W=6.80m	市 市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		福江 17 号線 (改良) L = 750m、W=8.45m	市	
		三尾野町・坂ノ上線 (改良) L = 730m、W = 7.00m	市	
		松山中嶽南部 1 号線 (舗装・防護 柵・小規模構造物) L = 442m、W = 6.00m	市	
		空港・鬼岳線 (舗装) L = 200m、W = 7.00m	市	
		荒川・幾久山線 (舗装) L = 222m、W = 4.00m	市	
		大曲・雨通宿線 (舗装) L = 320m、W = 7.00m	市	
		野々切・大窄線 (舗装) L = 200m、W = 6.00m	市	
		二番町・小田線 (舗装) L = 140m、W = 5.00m	市	
		中嶽北部 21 号線 (舗装) L = 70m、W = 4.00m	市	
		福江 209 号線 (側溝) L = 110m	市	
		福江 367 号線 (側溝) L = 87m	市	
		泊～奈木線 (改良・舗装) L = 1,077m、W = 5.00m	市	
		泊 2 号線 (舗装) L = 47m、W = 4.00m	市	
		正山 1 号線 (改良・舗装) L = 200m、W = 4.00m	市	
		福江港周辺市道修景(改良・舗装) L = 405m、W = 12.00m	市	
		福江中心市街地市道 (舗装) L = 225m、W = 8.00m	市	
		多郎島～笠山線防護柵 (防護柵) L = 1,433m	市	
		地藏坂小浜線 (法面整備) L = 64m、W = 7.10m	市	
		田岸～矢神線 (法面整備) L = 22m、W = 6.60m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		清水浜線 (法面整備) L = 10m、W = 6.90m	市	
		福江 11 号線 (流末排水路整備) L = 63m、W = 5.80m	市	
		大浜 24 号線 (改良) L = 200m、W = 5.80m	市	
		福江 17 号線 (交差点改良) L = 30m、W = 6.30m	市	
		黒瀬～職人線 (改良) L = 50m、W = 7.90m	市	
		福江 381 号線 (改良・舗装) L = 319m、W = 4.0m	市	
		六方線 (改良) L = 415m、W = 4.2m	市	
	橋りょう	清水橋 (橋梁補修) L = 117.2m、W = 6.8m	市	
		関戸ノ本橋 (橋梁補修) L = 21.8m、W = 4.2m	市	
		荒河内橋 (橋梁補修) L = 18.6m、W = 3.7m	市	
		二本楠橋 (橋梁補修) L = 21.0m、W = 5.0m	市	
		五輪 2 号橋 (橋梁補修) L = 2.8m、W = 2.3m	市	
		奥浦橋 (橋梁補修) L = 2.5m、W = 4.2m	市	
		宇土橋 1 (橋梁補修) L = 10.8m、W = 3.6m	市	
		上の橋 (橋梁補修) L = 31.5m、W = 5.2m	市	
		繁敷ダム 4 号橋 (橋梁補修) L = 11.3m、W = 8.8m	市	
		前田橋 (橋梁補修) L = 17.7m、W = 6.0m	市	
		殿口橋 (橋梁補修) L = 2.8m、W = 4.0m	市	
		蕨橋 (橋梁補修) L = 2.8m、W = 3.5m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
		福江橋 (橋梁補修) L = 41.3m、W = 6.8m	市			
		郷津橋 (1号) (橋梁補修) L = 15.1m、W = 6.0m	市			
		小田2号橋 (橋梁補修) L = 4.7m、W = 9.2m	市			
		新村2号線1号橋 (橋梁補修) L = 3.3m、W = 5.3m	市			
		久木崎3号橋 (橋梁補修) L = 5.2m、W = 4.7m	市			
		山ノ中橋1 (橋梁補修) L = 3.9m、W = 4.3m	市			
		網代橋 (橋梁補修) L = 6.0m、W = 4.6m	市			
		中尾橋 (1号) (橋梁補修) L = 5.3m、W = 4.6m	市			
		嵩下橋 (橋梁補修) L = 3.6m、W = 10.2m	市			
		翁頭橋 (橋梁補修) L = 3.3m、W = 4.1m	市			
		平橋 (橋梁補修) L = 6.6m、W = 2.2m	市			
		小脇山橋 (橋梁補修) L = 4.2m、W = 3.4m	市			
		大瀬第2橋 (橋梁補修) L = 2.4m、W = 9.0m	市			
		中央橋 (橋梁補修) L = 47.6m、W = 12.8m	市			
		(3)林道		林業専用道内閣線 (新設) L = 2,600m	市	
				林道ザレガシ線 (新設) L = 3,000m	市	
林道中須線 (新設・改築) L = 4,900m	市					
(9)過疎地域 持続的発展 特別事業						

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	公共交通	<p>公共交通維持対策事業（陸路）</p> <p>【目的】 公共交通機関及び、交通空白地域における乗合タクシーの運行を維持し、市民の移動手段を確保するとともに、移動の利便性向上を図る。</p> <p>【内容】 路線バス及び乗合タクシーの円滑な運行を継続するため、民間事業者を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス維持事業 ・新生活交通維持事業 ・電話予約制乗合タクシー運行事業 	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の交通手段の維持確保 ・公共交通機関の利便性向上
		<p>公共交通維持対策事業（航路）</p> <p>【目的】 市内の定期航路及び市内と新上五島町を結ぶ定期航路の運航を維持し、市民の移動手段を確保する。</p> <p>【内容】 市内の定期航路及び市内と新上五島町を結ぶ定期航路の円滑な運航を維持するため、国・県・市において運航事業者を支援する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の交通手段の維持確保
		<p>地域公共交通活性化事業</p> <p>【目的】 地域公共交通の問題解消を図り、島内及び、本土 - 五島間の持続的な移動手段を確保する。</p> <p>【内容】 本市の将来にわたる地域公共交通について協議する「五島市地域公共交通活性化再生協議会」に対し、負担金を支出する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通に関する課題の解決 ・持続的な移動手段の確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		離島航空路線確保対策事業 【目的】 本土と五島市を結ぶ離島航空路線を確保する。 【内容】 重整備に要する経費並びに重整備のための主脚及び前脚部品の減価償却費に要する経費などについて、県と県内離島3市で負担する。 ※基金積立による事業実施を含む。	法人	【効果】 ・ 市民、観光客等の交通手段の維持確保
	その他	空港活性化事業 【目的】 五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化を図る。 【内容】 市、県、福江空港ターミナル株式会社及び商工・観光団体等による検討会議を立ち上げ、五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化策を検討、実施していく。	市	【効果】 ・ 地域活性化及び地域産業の振興 ・ 交流人口の増加 ・ 関係人口の増加
	(9)その他	福江港ターミナルビル修繕事業	市	

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図りながら、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第6章 生活環境の整備

1 水道施設整備

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、50年後、100年後においても水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道経営を図る。

2 汚水処理施設整備

河川や海域の自然環境を守り、市民の快適な生活を確保することを目的として、合併処理浄化槽の一層の普及を図ることにより、汚水処理人口普及率を向上させる。また、市所有の汚水処理施設の維持管理等を適正に行う。

3 廃棄物処理施設整備

廃棄物を適正に処理するとともに、市民、事業者、行政の協働による循環型社会の構築を図る。また、稼働開始から相応の年数が経過した施設については、施設の延命化又は更新を図る。

4 火葬施設整備

火葬施設を適正に維持管理するとともに、社会的ニーズに対応した整備を行っていく。また、稼働開始から相応の年数が経過した施設については、施設の延命化又は更新を行いながら集約化を図っていく。

5 消防施設・防災体制の整備

市民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防（消防団）による総合的な消防防災活動、救急活動を行う。過疎化や少子高齢化等から消防団員の確保が困難となっているが、「自らの地域は自ら守る」との郷土愛護の精神のもと、今後も消防団員の確保に取り組み、併せて消防施設・設備の整備を行う。

6 公営住宅整備

住宅は、人が健康で快適な文化的生活を送る基礎となるもので、生活水準が向上した今日、

住宅に対する要望が多様化、高度化している。

五島市公営住宅長寿命化計画に基づき、既存公営住宅については、予防保全的な修繕及び耐久性向上などを図る改善事業を計画的に実施することで、住宅の長寿命化を図るとともに、社会的ニーズに対応した整備を行っていく。

また、今後の需要が見込めない住宅については、計画的に用途廃止をするものとし、公営住宅の需要に対応した戸数の確保を図る。

7 住環境整備

適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのないよう必要な措置を講じる。

空き家バンクや空き家活用促進事業補助金（リフォーム・家財処分）の制度の周知を図り、空き家の活用を促進する。

8 消費生活相談体制整備

消費に関するトラブルや被害から市民を守るための消費者行政を推進する。

第1節 現況と問題点

1 水道施設整備

生活用水については、上水道、簡易水道及び飲料水供給施設により給水されているが、過疎化による給水人口の減少に伴う料金収入の減少や、老朽化した水道施設が大量に更新時期を迎えるなど、経営環境が厳しくなることが想定される。

今後も安全で良質な水を安定して供給するため、できる限りの水道施設の統合及び老朽化した配水管の更新、防災・減災対策の強化、人口減少に伴う料金収入の減少など水道事業の事業環境の変化に対応し安定的な経営を図る必要がある。

【水道事業数】

(単位：事業、m、%)

上水道	簡易水道	飲料水供給施設	合計	管路延長	管路経年化率
1	3	1	5	606,347	23.16

令和7年3月31日現在

資料「水道局調べ」

2 汚水処理施設整備

汚水処理人口普及率は、年々向上しているが、令和6年度末で51.5%であり、全国値の93.7%と比較すると低い状況にある。未処理の生活雑排水が河川や海域へ放出されると、水質汚濁が進行し、環境衛生や農林水産業への影響が懸念される。そのため、汚水処理施設のさらなる整備が必要である。また、維持管理等も適正に行っていく必要がある。

【汚水処理人口普及状況】

(単位:人、%)

行政人口	公共下水道	農業集落集落排水	漁業集落集落排水	合併処理浄化槽	コミュニティ・プラント	汚水処理人口普及率
33,279	0	0	31	17,103	0	51.5

令和7年3月31日現在

資料「公共施設状況調査」

3 廃棄物処理施設整備

一般廃棄物の処理については、生活様式の変化により廃棄物の質が多様化している。循環型社会を構築するため、廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を促進し、適正に処理するための施設を整備する必要がある。

また、廃棄物処理施設の集約化により、それぞれ1箇所で廃棄物の処理を行っているが、ごみ焼却施設を除いては、稼働開始から相応の年数が経過しているため、施設の延命化又は更新を図る必要がある。

【一般廃棄物処理施設の状況】

ごみ焼却施設	一般廃棄物最終処分場	資源化施設	し尿処理施設
1	1	1	1

令和7年3月31日現在

資料「生活環境課調べ」

4 火葬施設整備

市内には4つの火葬場があり、うち稼働中の2施設は福江島に、1施設は奈留島に所在し、残りの1施設は建替えにより廃止している。火葬施設は、市の主要施設でありながら、稼働開始から相応の年数が経過しているため、今後も有効活用財産として適正な維持保全を実施し、整備していきながら将来的に集約化を図っていく。

また、集約化により廃止となった施設については、計画的な解体を図って行く必要がある。

【火葬施設の状況】

稼働施設	廃止施設
3	1

令和7年3月31日現在

資料「生活環境課調べ」

5 消防施設・防災体制の整備

近年の高齢化の進行や地域の連帯意識の希薄化などにより、地域の災害への対応力の低下が懸念されることに加え、火災をはじめとした各種災害も複雑多様化している。そのため、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化が特に求められるが、人口減少、少子高齢化等による団員の高齢化が問題となっている。

また、消防行政に関する運営の効率化や時代に対応した基盤整備を図る必要があり、計画的な消防車両の更新や防火水槽の設置等、消防施設の整備が必要である。

【非常備消防の状況】

分団数 (団)	団員数(人)		消防ポンプ 自動車 (台)	積載車 (台)	可搬ポンプ (台)	その他の 車両(台)
	定員	実員				
29	999	899	4	68	70	4

令和7年4月1日現在

資料「消防本部調べ」

6 公営住宅整備

既存公営住宅には年数の経過とともに老朽化部分の改修が必要な住宅があり、計画的な整備が必要である。

また、既入居者のうち、高齢者がいる世帯は5割以上であり、今後も増加することが予想されるため、高齢者等に対応した住戸及び住環境の整備が必要である。

【公営住宅戸数】

(単位：戸)

	福江地区	富江町	玉之浦町	三井楽町	岐宿町	奈留町	合計
市営住宅	378	30	24	18	46	71	567
単独住宅	0	3	3	5	0	5	16

令和7年4月1日現在

資料「建設課調べ」

7 住環境整備

人口減少や住宅・建築物の老朽化等に伴い、適正な管理が行われていない空き家等が増加しており、周辺的生活環境に悪影響が生じている。今後、空き家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念される。

8 消費生活相談体制整備

詐欺の手口の巧妙化、複雑化により、市民からの消費生活に関する相談件数が増加しているため、消費生活相談員の2名体制を継続し、相談に対応する。また、相談内容の多様化及び複雑化に対応するため、研修会等を活用し、相談業務に対応する能力の向上が求められる。

認知症の高齢者や障がい者がトラブルに遭うケースも増加しており、訪問介護職員や障がい者就労施設職員との連携も必要である。

第2節 その対策

1 水道施設整備

- ① 施設の統廃合、ダウンサイジングを念頭に置き必要最小限の施設の更新を実施する。
- ② 最小の施設で最大の経営効果を上げるため、有収率を高める取組として、老朽配水管の布設替更新を実施する。

2 汚水処理施設整備

- ① 合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、汚水処理に対する啓発を行う。
- ② 汚水処理施設の維持管理等を適正に行う。

3 廃棄物処理施設整備

- ① 収集体系を整備し、適正な処理を行う。
- ② 廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を促進する。
- ③ 施設の延命化又は更新を図り、廃棄物の適正処理体制を確保する。

4 火葬施設整備

- ① 施設の延命化又は更新及び集約化を図り、集約化により廃止となった施設の解体を

計画的に行う。

5 消防施設・防災体制の整備

- ① 消防車輛の整備や更新を計画的に行う。
- ② 通信指令設備及び救急デジタル無線設備の更新を計画的に行う。
- ③ 消防設備の更新と消防水利の確保を図る。
- ④ 現場の安全確保のため、定期的に消防装備品等を更新する。
- ⑤ 消防団員への教育訓練の充実及び強化を図る。
- ⑥ 地域防災体制の充実及び強化を図る。

6 公営住宅整備

- ① 既存公営住宅の予防保全的な修繕及び耐久性向上を計画的に実施する。
- ② 高齢者等が生活しやすい住宅整備を行う。

7 住環境整備

- ① 空き家等の発生の兆候を迅速に察知するための情報収集や所有者等への意識啓発を目的とした、情報提供等に努める。
- ② 空き家所有者等に対して状況に応じた助言等を行い、関係団体と連携・協力して管理不全な空き家等の解消に努める。
- ③ 空き家バンク制度による空き家の登録や、移住希望者や市民へのリフォーム補助などにより空き家等の有効活用の促進に努める。

8 消費生活相談体制整備

- ① 広報誌やホームページ、チラシを活用し、継続的な啓発活動を行う。
- ② 警察等の関係機関と連携を強化し、被害の削減を図る。
- ③ 訪問介護職員、障害者就労施設職員との情報交換により被害の未然防止に努める。
- ④ 研修会等を活用し、相談員及び職員の相談対応能力の向上を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の整備	(1)水道施設				
	上水道	玉之浦地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=3,650m 配水施設整備 一式	市		
		三井楽地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=3,748m	市		
		福江地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=9,083m 取水設備更新 一式 送配水設備更新 一式	市		
		岐宿地区水道施設整備事業 水源開発さく井 一式 施設統合実施設計業務 一式	市		
	簡易水道	奈留地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=430m	市		
	(2)下水処理 施設				
	その他	浄化槽設置整備推進事業 浄化槽設置費用を助成	個人 法人		
	(3)廃棄物処理 施設				
	その他	一般廃棄物最終処分場建設事業	市		
	(4)火葬場	富江町旧火葬場解体事業 132.57 m ²	市		
	(5)消防施設	指令システム更新事業		市	
		消防救急デジタル無線更新事業		市	
		消防ポンプ自動車更新事業 3台		市	
		高規格救急自動車更新事業 3台		市	
		非常備ポンプ車整備事業 1台		市	
		耐震性貯水槽整備事業 40 t 2次 8基		市	
小型動力ポンプ積載車更新事業 軽4台、普通15台			市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		小型動力ポンプ更新事業 24台	市	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 公営住宅の建替・改修工事	市	
	(7)過疎地域持 続的発展特 別事業			
	生活	消費相談体制整備事業 【目的】 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員2名体制を継続し、相談内容の多様化・複雑化及び相談件数の増加に対応する。 【内容】 独立行政法人国民生活センター等が実施する研修会に相談員及び担当者が参加し、相談業務に対応する能力のレベルアップを図る。	市	【効果】 ・多様な相談内容に迅速に対応できる人材の育成
	防災・防犯	消防団員半長靴整備事業 【目的】 消防団員の機動力と士気を高めるとともに、消防団員の安全確保を図り、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。 【内容】 消防団の機動力向上及び消防団員の安全確保のため救助用半長靴（編上靴）を導入する。	市	【効果】 ・消防装備品の充実 ・消防団の機動力向上 ・市民の安全確保
		防火服更新事業 【目的】 消火現場の安全確保及び、円滑な消火活動の実施により、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。 【内容】 消火活動等の際に着用する防火服を定期的に更新する。	市	【効果】 ・消防装備品の充実 ・円滑な消火活動等の実施による市民の安全確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		非常用電源設備整備事業 【目的】 災害時における避難所の停電対策 及び災害後の電源確保を図る。 【内容】 五島市地域防災計画に避難所とし て指定している 75 施設のうち、屋内 避難所である 67 施設にソーラーパネ ル付き蓄電池を配備する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 災害時の避難所の機能向上 • 安全安心なまちづくりの推進

第 4 節 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保

五島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう努める。

2 高齢者福祉の向上

高齢者が生きがいを持って充実して暮らすことができるまちづくりを目指す。

3 障がい者（児）福祉の向上

日常生活・社会生活などに対する支援・サービスの充実を図ることで、誰もが相互に人格を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指す。

障がいの重度化や障がい者の高齢化に備え、地域生活支援拠点の円滑な運用を目指す。

第1節 現況と問題点

1 子育て環境の確保

子ども達が安全で安心して過ごせる場所の確保をはじめ、地域で学び・遊ぶことができる環境づくりが求められている。本市には、特定教育・保育施設に加え、家庭的保育や小規模保育などの特定地域型保育事業所が設置されているが、延長保育及び放課後児童クラブの充実、保育士の確保及びその質の向上など、さらなる子育て需要に対応できるサービスや機能、システムの整備が必要である。

また、昨今の少子化の進行は、結婚や出産に対する個人・家族の価値観の変化が大きな要因と考えられるが、労働力や納税者の減少など、極めて深刻な問題を含んでいる。安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりが急務である。

【特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所】

(単位：施設、人)

	施設・事業	施設数	定員
特定教育・保育施設	保育所	9	490
	認定こども（幼保連携型）	3	220
	認定こども園（保育園型）	1	30
特定教育・保育施設	認定こども園（幼稚園型）	3	240
特定地域型保育事業所	小規模保育所	1	19
	家庭的保育所	1	3
	事業所内保育所	1	11

令和7年4月1日現在

資料「こども未来課調べ」

2 高齢者福祉の向上

本市は、高齢化が進行しており、令和2年の高齢化率は40.8%に達している。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護人材の確保と介護予防及び在宅サービス体制の充実を図るとともに、地域による見守り支援を行う必要がある。また、これらの介護サービスや医療、福祉、生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が求められている。

【高齢化の推移】

(単位：%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
五島市	22.3	26.4	30.5	33.4	36.7	40.8
長崎県	17.7	20.8	23.6	26.0	28.4	33.1
全 国	14.8	17.3	20.1	23.0	25.6	28.7

資料「国勢調査」（年齢不詳は含まない）

【老人福祉施設】

(単位：施設、人)

施 設	施設数	入所者数	
		定 員	人 員
養護老人ホーム	2	100	97
特別養護老人ホーム	7	346	346
認知症対応型共同生活介護	17	213	213
軽費老人ホーム	1	30	30
生活支援ハウス	3	46	31
老人福祉センター	1	—	—
介護老人保健施設	3	200	200

令和7年4月1日現在

資料「社会福祉課調べ」及び「長寿介護課調べ」

3 障がい者（児）福祉の向上

障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、相談支援体制等を強化するとともに社会参加を促す必要がある。また、障がい者等を介護している家族等の将来や緊急事態の対応についての不安を軽減するため、相談支援やサービスの充実が必要である。

【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

身体障害者（児）手帳所持者数		知的障害者（児）手帳所持者数		精神障害者手帳所持者数
18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
12	1,826	47	553	519

令和7年4月1日現在

資料「社会福祉課調べ」

第2節 その対策

1 子育て環境の確保

- ① 児童福祉施設等の整備を図る。
- ② 子どもの安全・安心な居場所づくりを推進する。
- ③ 子育てに関する情報発信を強化するとともに、相談体制の充実を図る。
- ④ ひとり親家庭への支援強化を図る。
- ⑤ 離島に居住する妊婦への支援を行う。
- ⑥ 保育士人材の確保及び質の向上を図る。

2 高齢者福祉の向上

- ① 高齢者が安心して生活できる環境を整える。
- ② 介護予防や生活支援等の充実を図る。
- ③ 高齢者の積極的な社会参加を推進する。
- ④ 安定した介護サービスの提供を行う。
- ⑤ 介護保険対象外の高齢者福祉サービスに努める。
- ⑥ 介護人材の確保に努める。

3 障がい者（児）福祉の向上

- ① 障がい者（児）施設の充実強化を図る。
- ② 障がい者の雇用の場を確保し、社会参加を推進する。

- ③ 総合的な相談と支援体制を整備する。
- ④ 障がい児に対する教育の充実を図る。
- ⑤ 障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現のための普及啓発を行う。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	児童福祉	<p>保育士人材確保事業</p> <p>【目的】 島外の学生を対象に現地体験見学ツアーや育成支援を実施することで、雇用拡大を図り定住促進につなげる。</p> <p>【内容】 県内にある保育士養成校に在学する学生を対象に参加者を募集し、五島市内の保育施設を訪問し、施設の見学を実施する。その後、施設と学生が個別に就職面談を実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 若手保育士の確保 • 保育施設の存続
		<p>保育士就労応援金支給事業</p> <p>【目的】 学生等に対し魅力的な制度を創設することで五島市に就職することを選択肢の一つとして考えてもらう。</p> <p>【内容】 島内の保育施設に新たに就職した30歳未満の保育士等に対し、総額30万円の応援金を支給する。なお、同一施設で5年間勤務することを条件とする。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 若手保育士の確保 • 保育士の離職防止

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>保育士宿舎借上支援事業</p> <p>【目的】 保育士宿舎に係る費用を補助することで保育士の確保、定着及び離職防止を図る。</p> <p>【内容】 保育所等を運営する法人が宿舎を借り上げ、雇用する保育士を居住させた場合にその賃料等を補助するもの（月額3万円上限）。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 若手保育士の確保 • 保育士の離職防止
		<p>保育の質の向上のための研修事業</p> <p>【目的】 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保することで、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る。</p> <p>【内容】 保育の質向上を図るため、保育所職員の研修を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育て環境の整備 • 市内保育所の全体的な質向上
		<p>保育所等副食費助成事業</p> <p>【目的】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、出生率の増加及び地域活性化につなげる。</p> <p>【内容】 保育所等での副食費を無償化するため、保育所等を運営する社会福祉法人及び学校法人に対し、副食費相当額を補助する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育て環境の整備による人口の増加 • 仕事と子育ての両立による労働力確保
		<p>子ども福祉医療助成事業</p> <p>【目的】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、出生率の増加及び地域活性化につなげる。</p> <p>【内容】 子ども医療費の対象者を高校生まで拡大し、医療機関を受診した際、自己負担費用の一部または全額を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育て環境の整備による人口の増加 • 仕事と子育ての両立による労働力確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	高齢者・ 障害者福祉	<p>障害者等交通費助成事業</p> <p>【目的】 移動困難な障がい者の交通費の負担を軽減し、自立更正及び社会参加を促す。</p> <p>【内容】 要件を満たした障がい者に対し、タクシー・定期旅客船・バス共通の交通費助成券を交付する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自立した生活 障がい者の地域社会への参加促進
		<p>高齢者生活福祉センター運営事業</p> <p>【目的】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉の増進
		<p>地域活動支援センター事業</p> <p>【目的】 障がい者の社会との交流を促すことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 創作的活動・生産活動の機会を提供し社会参加の促進を図る。 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や自立に向けた支援助言を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交友関係の構築による社会参加の促進 障がい者の自立促進
		<p>相談支援事業</p> <p>【目的】 障がい者や家族等からの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援をする。</p> <p>【内容】 必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な援助を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制及び支援体制の構築 障がい者及びその家族が安心して生活できる環境の整備

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		老人福祉センター事業 【目的】 高齢者の健康増進、教養の向上を図る。 【内容】 高齢者を対象とした対象の教養講座、介護予防教室を実施する。	市	【効果】 ・高齢者福祉の増進
		シルバー人材センター運営費助成事業 【目的】 高齢者に就業の機会を提供し、社会参加を促すことで、生きがいづくりや健康増進を図る。 【内容】 高齢者に就業の機会を提供する五島市シルバー人材センターの運営費を助成する。	市	【効果】 ・地域社会の活性化 ・高齢者の生きがい創出
	その他	婚活イベント・セミナー開催事業 【目的】 男女の交流イベントを開催し、島内の独身男女の結婚や子育てに関する意識の向上を図る。 【内容】 島内の独身男女及び島外の独身女性を対象にした交流イベントを数回開催する。	市	【効果】 ・出会いの場の提供による婚姻数の増加 ・出生数の増加
		結婚新生活支援事業 【目的】 新婚夫婦の経済的負担を軽減することで、出生数の増加につなげる。 【内容】 新婚世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用及び引越費用を助成する。	市	【効果】 ・子育てに対する関心の向上 ・人口減少の抑制
	(9)その他	全天候型こどもの遊び場施設整備事業 A=800 m ²	市	

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第8章 医療の確保

1 診療施設整備

市民がいつでも安心して良質の医療を受けることができるように、長崎大学や医師会等の関係機関と連携し、五島中央病院を中心とした質の高い医療提供体制や救急医療体制の充実を図る。

2 健康づくり推進

健診受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の重症化予防を図る。医療機関や予防医学研究所との連携システムを構築することで、健康増進事業を展開し、地域で自立した健やかな老後を送れるよう支援する。

第1節 現況と問題点

1 診療施設整備

市内には、令和4年時点で、病院4か所、一般診療所38か所、歯科診療所14か所の医療機関があるが、ほとんどが市内中心部に集中している。周辺地域や二次離島地区の住民に質の高い医療を提供するための取組が必要である。

また、市の救急医療体制は、一次医療を民間医療機関、重症患者を二次医療機関である五島中央病院が受け持ち、重篤な場合は三次医療として本土の医療機関へドクターヘリや県防災ヘリ等により搬送を行う体制を整えている。船舶による離島間の救急搬送やヘリによる本土への救急搬送は年々増加しており、住民の高齢化が進むなか、救急医療体制の構築は必要不可欠である。

【医療施設及び病床数】

(単位：施設、床)

病 院		一般診療所		歯科診療所	
施 設	病 床	施 設	病 床	施 設	病 床
4	508	38	79	14	

令和4年10月1日現在

資料「令和4年医療施設調査」

【医療従事者数】

(単位：人)

医師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
76	15	54	28	14	371	165	15	8

令和4年12月31日現在

資料「令和4年長崎県医療統計」

2 健康づくり推進

本市は、平均寿命が国・県と比較して短く、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患での死亡率が高い状況にある。特定健診等の受診率は低い値であり、特に40歳代及び50歳代で顕著である。さらに、生活習慣病での治療者は50歳代後半から増加傾向にあり、若い世代の受診率向上と重症化予防が重要である。がん検診の受診率も低迷しており、各種検診の受診率向上が課題である。

第2節 その対策

1 診療施設整備

- ① 医療施設、医療機器の整備を促進し、質の高い医療を提供する。
- ② 患者の利便性向上に努める。
- ③ 救急医療体制の整備に努める。
- ④ 医療従事者の確保に努める。
- ⑤ ICT等を活用したオンライン診療の推進を図る。

2 健康づくり推進

- ① 健診受診率の向上に努め、疾病の発症予防に取り組む。
- ② 医療機関との連携システムを構築し、疾病の重症化予防に取り組む。
- ③ 健康相談、健康診査及び各種がん検診事業の実施及び啓発に努める。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	診療所	医療機器整備事業 (嵯峨島出張診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業(玉之浦診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業(三井楽診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		医療機器整備事業 (岐宿歯科診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (玉之浦歯科診療所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
		医療機器整備事業 (岐宿歯科診療所山内出張所) 医療機器の計画的更新、整備	市	
	(3)過疎地域持 続的発展特 別事業			
	自治体病院	救急医療運営委託事業 【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院での安定的な医療の提供に努める。 【内容】 救急患者に備え 24 時間の救急医療体制を維持するため、その経費を負担し支援する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	【効果】 • 救急医療提供体制の構築 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正
		医師給与増嵩経費助成事業 【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院において、安定的な医療の提供に努める。 【内容】 過去 3 か年の全国公立病院の平均給与月額と長崎県病院企業団の平均給与月額との差を基準とし、医師数を乗じた額の 1/2 を負担する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	【効果】 • 安定的な医療提供体制の確保 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	<p>在宅当番医制委託事業</p> <p>【目的】 市民がいつでも安心して医療を受けることができる体制を構築する。</p> <p>【内容】 日曜日、祝日(年末年始を含む。)における初期救急医療体制の確保を図るため、医師会へ委託し当番医制による診療を行う。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療提供体制の構築 市民の安心安全な生活の維持 地域医療格差の是正
		<p>スマート巡回診療推進事業</p> <p>【目的】 高齢者や移動手段の確保が難しい患者等の通院負担の軽減及び診療業務の効率化を図る。</p> <p>【内容】 医療機器を搭載した専用車両で看護師等が患者宅を訪れ、医療機関にいる医師や調剤薬局の薬剤師と車内の患者を看護師のサポートのもとテレビ電話でつなぎオンライン診療・オンライン服薬指導を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通院負担の軽減 診療業務の効率化 慢性疾患の患者の重症化予防
		<p>離島・へき地医療学講座開設事業</p> <p>【目的】 離島・へき地医療に関する研究等の拠点を設置することにより、離島・へき地における医療の質の向上及び地域医療を支える人材の育成・確保につなげる。</p> <p>【内容】 研修医等に対する地域医療の教育、地域医療コホート及び地域医療情報に関する研究、市内医療機関への診療支援等を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島医療の質の向上 医師の安定確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		離島間の救急搬送体制支援事業 【目的】 離島間の救急搬送体制確保のため、 救急搬送を担う事業者を支援する。 【内容】 離島間の救急搬送を担う海上タク シー等に対して協力金を支給する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 救急医療提供体制の構築 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第9章 教育の振興

1 学校教育の振興

子ども達が、これからの社会をたくましく生き抜くために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進する。

小学1年生からの英語学習である「プロジェクト G」を推進し、諸外国の人々と共生していくため、外国に関する知識や歴史、文化、宗教、習慣等を理解し受け入れ、幅広いコミュニケーション能力を持った国際社会で活躍する人材の育成を図る。また、ふるさと教育を推進し、伝統や文化について学ぶ機会を拡充する。

ICT教育については、「GIGA スクール構想」の更なる推進に向け、情報端末及び通信ネットワークの着実な改善を進め、多様な子ども達に寄り添った指導を行う。

教員の働き方改革については、ガイドラインの策定や教職員の業務負担の軽減に向けたICT化を進め、教育の質の向上につなげる。

学校施設については、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所になるため、改修や老朽化対策などを推進する。

2 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

市民の多様な学習ニーズに対応するための生涯学習環境を整備する。同時に、公民館や図書館など地域の学習拠点の活性化と社会教育関係者の人材確保及び質の向上に努める。

また、公民館と図書館については、生涯学習の拠点施設としての役割に加え、コミュニティ形成を支援する場としての整備、運営に取り組む。

スポーツの振興については、体力の向上、健康増進、地域コミュニティの維持など、スポーツによる効果を再認識し、幅広い世代でより一層スポーツに親しむ環境づくりを図る。

第1節 現状と問題点

1 学校教育の振興

小中学校については、児童生徒数の減少により、約5割の小学校で複式学級を編制している。特に二次離島地区では、すべてが小中併設であり、学校の極小規模化が進んでいる。これらの学校では、子ども一人ひとりに目が行き届き、教師と児童生徒のふれあいが多い利点はあるが、集団生活の機会が少ないことや少数の教員配置となるため、教育条件の維持向上に向けた取組が必要である。

教員を取り巻く業務環境においては、長時間労働の慣習化が問題視され、教員の離職数の

増加、病休職者の増加、教員のなり手不足などの大きな社会的課題を抱えている。教育のDX化を推進することにより、煩雑的な事務作業等をデジタル化し、教員が児童生徒と向き合う時間を増やすなど、教員本来の業務に集中できるようにする必要がある。

生徒数の確保に向けては、「しま留学生」及び「離島留学生」の受入を推進している。学校の存続を図るため、さらなる受入及び支援体制の強化が必要である。

【小学校の状況】

年次	学校数（校）			学級数（学級）			教員数（人）	児童数（人）
	総数	本校	分校	普通学級		特別学級		
				単式	複式			
平成27年	19	19	0	72	26	19	217	1,746
令和2年	15	14	1	67	13	21	166	1,574
令和7年	13	12	1	52	13	22	141	1,287

各年5月1日現在

資料「学校基本調査」

【中学校の状況】

年次	学校数（校）			学級数（学級）			教員数（人）	生徒数（人）
	総数	本校	分校	普通学級		特別学級		
				単式	複式			
平成27年	12	12	0	40	1	13	153	929
令和2年	12	12	0	38	1	12	141	844
令和7年	10	9	1	31	2	12	112	751

各年5月1日現在

資料「学校基本調査」

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域の防災拠点施設としても大部分が指定されている。改修や老朽化対策などの整備を推進し、安全で安心な教育環境の充実に向けた取組が必要である。これまで緊急性の高い施設から耐震補強、改築工事を行い、耐震化率は100%となったが、引き続き安全安心な教育環境づくりが必要である。

【学校施設の状況】

	学校数（校）	体育館配置校（校）	プール配置校（校）	スクールバス数（台）
小学校	13 (2)	7	7 (1)	8
中学校	10 (1)	10	1	(小中共有で使用)

令和7年5月1日現在

資料「教育委員会調べ」

※（ ）内の数字は、学校数のうち休校数

ふるさと教育については、郷土の歴史や伝統・文化について理解を深め、次の世代へ継承することを目的として小・中学校で実施している。今後は、伝統及び文化を学ぶ機会を拡充するとともに、ジオパーク等の地域資源を活用した学習体制の構築が必要である。

情報教育の推進については、ICT教育推進員による日常的な支援体制を整備し、「GIGAスクール構想」の実現に向け、ICT機器を活用した効果的な指導が求められる。

2 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

市民の価値観や、ライフスタイルの多様化が進む中で、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域社会の課題解決に向け活動することが重要となる。そのためには、市民の多様な学習ニーズに応じた講座を実施するとともに、生涯にわたってあらゆる機会や場所で学習できる拠点として、公民館や図書館の整備及び機能の充実を図ることが必要である。

スポーツを通じた地域コミュニティ活動は積極的に行われているが、人口減少、少子高齢化の影響は顕著で、児童生徒の減少や指導者の不足により、学校部活動を含むスポーツクラブの存続が困難な状況である。地域では、スポーツイベントへの参加者減少、人と人とのふれあいの希薄化が課題となっている。

【文化・体育施設数】

文化施設			体育施設			
公民館	図書館	歴史博物館	体育館	陸上競技場	野球場	プール
18	1	1	6	1	1	2

令和7年3月31日現在

資料「公共施設状況調査」

第2節 その対策

1 学校教育の振興

- ① 豊かな心、健やかな体を育む教育を推進する。
- ② 遠距離通学の児童生徒に配慮した取組を行う。
- ③ 国際化、情報化に対応した取組を行う。
- ④ しま留学制度及び離島留学制度を推進する。
- ⑤ 学校施設の改修や補修など計画的な整備を進める。
- ⑥ 地域資源を活用したふるさと教育を推進する。

- ⑦ ジオパーク専門員やジオガイドによるジオパーク学習を実践する。
- ⑧ ジオパーク学習の教材を開発・活用する。
- ⑨ 英語教育及び国際理解教育の推進を図る。
- ⑩ 教育分野における ICT 機器の着実な改善と活用促進を図る。
- ⑪ 教育の DX 化を推進する。

2 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

- ① 学習機会、学習の場の充実、整備に努める。
- ② 学習成果を地域へ還元する取組を推進する。
- ③ 生涯学習施設の充実と整備に努める。
- ④ 図書館の図書資料や機能の充実を図る。
- ⑤ 地域社会の課題を解決できる人材育成を図る。
- ⑥ 各種スポーツ教室や大会等の開催に努める。
- ⑦ スポーツイベント等に関する情報発信と参加者ニーズの把握に努める。
- ⑧ スポーツ、レクリエーションの競技力の向上に努める。
- ⑨ 各種スポーツ大会への出場を支援する。
- ⑩ スポーツ、レクリエーション施設の充実と整備に努める。
- ⑪ 各競技団体、スポーツ推進委員、指導者などの人材育成を図る。
- ⑫ スポーツボランティアの普及と活動の促進を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	三井楽小学校 LED 改修事業 校舎照明器具取替	市	
		岐宿中学校 LED 改修事業 校舎照明器具取替	市	
		奈留小中学校 LED 改修事業 校舎照明器具取替	市	
		久賀小中学校 LED 改修事業 校舎照明器具取替	市	
		三井楽中学校 LED 改修事業 校舎照明器具取替	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		本山小学校トイレ洋式化事業 トイレ洋式化	市	
		富江小学校トイレ洋式化事業 トイレ洋式化	市	
		翁頭中学校トイレ洋式化事業 トイレ洋式化	市	
		岐宿中学校トイレ洋式化事業 トイレ洋式化	市	
		三井楽小学校トイレ洋式化事業 トイレ洋式化	市	
		久賀小中学校トイレ洋式化事業 トイレ洋式化	市	
	教職員住宅	奈留教職員住宅改修事業 奈留教職員住宅改修	市	
	給食施設	福江学校給食センター改築事業	市	
	(3)集会施設、体 育施設等			
	公民館	地区公民館照明LED化改修事業	市	
		三井楽町公民館屋上防水改修事業	市	
		奈留離島開発総合センター改修事業	市	
	体育施設	中央公園施設改修事業	市	
	図書館	地域づくり情報拠点整備事業	市	
	(4)過疎地域持 続的発展特 別事業			
	義務教育	しま留学生受入事業 【目的】 学校の存続を図るため、市外から 児童生徒を受け入れ、豊かな自然の 中で心身ともに健康な児童生徒を育 成する。 【内容】 受入地区内(久賀・奈留)に連絡協 議会を立ち上げ、委託料及び運営経 費を補助する。留学生の養育につい ては、連絡協議会全体で協力しなが ら行う。	団体	【効果】 ・二次離島地区の学校 の存続 ・地域コミュニティの 維持 ・定住人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		外国語指導助手（ALT）配置事業 【目的】 外国語教育や国際交流を通じ、国際理解を深め、コミュニケーション能力の育成を図る。 【内容】 ALT を雇用し、学校における英語指導や国際理解教育を推進する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力の向上 地域人材の育成
		高度へき地修学旅行費補助事業 【目的】 へき地級3級以上の学校の児童生徒の修学旅行を円滑に実施する。 【内容】 久賀小中学校、玉之浦小中学校、嵯峨島中学校における、修学旅行に係る宿泊費、交通費等の一部を補助する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> 教育格差の解消 二次離島地区の学校の存続 地域コミュニティの維持
		ふるさと活性化貢献支援事業 【目的】 本市の活性化に貢献する人材を育成しようとする活動に対して活動費の支援を行う。 【内容】 市内小中高校において本市の活性化について課題を把握し、その解決策を考え、発信する活動の現地調査や発信のための費用を補助する。	学校	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの主体性構築 地域人材の育成
		ICT 教育強化事業 【目的】 教育での ICT 機器活用において、機器を教員が効果的に活用するための知識の普及と機器使用時の援助のため、ICT 教育推進員を雇用する。 【内容】 学校に派遣する ICT 教育推進員を業務委託により確保する。教員への利用方法の周知や機器の設定などの業務を補助し、学校での円滑な利用促進を図る。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> 教育格差の解消 児童に寄り添った指導の実施

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>教育の DX 化推進事業</p> <p>【目的】 教員の業務の効率化を図ることで教員が抱える負担を軽減し、教員本来の業務に集中できるようにする。</p> <p>【内容】 すべての小中学校及び教育委員会へ県推奨統合型校務支援システム（C4th）を導入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教員の業務効率化 • 情報リテラシーの定着 • 児童生徒と向き合う時間の確保
	高等学校	<p>高等学校離島留学生受入事業</p> <p>【目的】 過疎化及び少子化により生徒数の減少が続き小規模化する離島の県立高校の存続、教育水準の維持及び地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 離島留学生のホームステイに係る経費を補助する。親子留学制度により転入学した離島留学生の保護者に対して補助する。</p>	団体 個人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 離島高校の存続 • 地域コミュニティの維持 • 定住人口の増加
		<p>高等学校寄宿舎運営費補助事業</p> <p>【目的】 過疎化及び少子化により生徒数の減少が続き小規模化する離島の県立高校の存続、教育水準の維持及び地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 寄宿舎の円滑な運営を図るため、寄宿舎を運営する運営協議会に対して補助する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 離島高校の存続 • 地域コミュニティの維持 • 定住人口の増加
		<p>離島高校生修学支援費補助事業</p> <p>【目的】 高校が設置されていない離島から、高校へ進学する際の保護者の経済的負担軽減を図る。</p> <p>【内容】 通学費や居住費等に要する費用について助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象生徒の経済的支援

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	生涯学習・ス ポーツ	地域づくり情報拠点整備事業 【目的】 学習機会の少ない過疎地域においては、図書の充実が必要であるため、計画的な図書資料の購入を行う。 【内容】 過疎地域においては、民間の開催する学習の場が少なく、図書の充実はその不足を補う大切なものであり、専門書や市民が必要とする図書等の整備を行う。	市	【効果】 • 図書館蔵書の充実 • 市民が持つ悩みや課題の解決 • 市民の自主的な学習活動の促進
		長崎県民スポーツ祭参加事業 【目的】 競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図るとともに、大会への出場を市民の身近な目標にすることで、生きがいづくり、健康づくりに繋げる。 【内容】 出場選手の旅費を一部助成する。	個人 団体	【効果】 • 選手の競技力の向上 • 市内スポーツ団体の活性化 • スポーツに親しむ環境づくり
		スポーツ振興助成事業 【目的】 離島に住む市民が他地域とスポーツで交流を行うには、多くの経費を負担することになる。そこで、その一部を助成しスポーツにおける交流人口の拡大と地域の活性化に繋げる。 【内容】 スポーツ大会の予選会を経て県大会等へ出場する選手への旅費や県大会以上の大会誘致に要する事業費及び競技力向上対策事業に要する費用の一部を助成する。	個人 団体	【効果】 • 選手の競技力の向上 • 市内スポーツ団体の活性化 • 子どもから高齢者までが身近にスポーツに親しむことのできる環境づくり

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		体育奨励助成事業 【目的】 運動会等の開催により、地域のふれあいと連携を深め、健康増進を図る。 【内容】 スポーツ振興会等が主催する体育事業等に対して助成を行う。	団体	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 多世代交流の促進 • 地域の一体感の醸成 • 地域コミュニティの維持

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第10章 集落の整備

1 集落の整備

地域コミュニティを維持し、安全・安心な暮らしを実現するために、地域住民がともに支え合い、助け合いながら地域の活性化に取り組むことが重要である。各地域に組織されたまちづくり協議会などが、それぞれの地域の実情に応じた取組ができる体制を強化する。

また、まちづくり協議会の自主的な活動を推進していくため、自主財源の確保に向けた仕組みづくりを行う。

2 農山漁村づくり

本市では、平成30年度から令和6年度にかけ、7年連続で移住者数が200人を超えており、人口減少対策として移住促進事業が担う役割は大きい。近年は、コロナ禍の影響を受けて増加した地方回帰の流れが落ち着き、都市回帰の傾向が強まったように感じられる。

今後も、時流に沿った情報発信や関係機関等との連携により、さらなる移住促進を図る。

本市の基幹産業である第1次産業においては、後継者の育成、ブランド化等による高付加価値化、地産地消を推進するとともに、良質な農地、森林及び漁場の維持、保全に取り組んでいく。

第1節 現況と問題点

1 集落の整備

人口の減少、若年者層人口の流出による高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落があるほか、現在でも、生活面での保健、医療、福祉施策の不足、産業面での担い手不足など多くの課題を抱えている。

このような中、自分達の地域をより住みやすく、元気にするための取組として「地域の絆再生事業」を創設し、住民自らが主体となって取り組む様々な地域活動を支援しており、現在、市内13のまちづくり協議会において、本市の人口減少、少子高齢化を見越した活動が行われている。

活動の質を高めるためには、地域内での話し合いを活発に行い、住民ニーズを把握し、活動へ反映させることが重要である。

2 農山漁村づくり

本市への移住相談件数は、県内自治体において高い水準にある。過疎地域等への移住に対する関心が高まる中、本市が持つ景観、伝統、文化等の魅力を発信し、さらなる移住促進を図る。

移住者を受け入れる環境整備として、住宅の確保が重要であるが、賃貸物件や良質な空き家が不足している状況である。新たな空き家の発掘や、定住促進に向けた空き家改修支援等、空き家バンク登録済み物件の所有者と移住者等のマッチングを推進する必要がある。

また、子育て世代である新婚家庭についても定住に向けた支援を行う。

農林水産業では、担い手の不足と就業者の高齢化が深刻である。基幹産業である農林水産業の振興に向け、新規就業者の確保を図る必要がある。

第2節 その対策

1 集落の整備

- ① 「地域の絆再生事業交付金制度」を充実させる。
- ② まちづくり協議会事務局員として「集落支援員」を活用する。
- ③ 集落支援員やまちづくり協議会会員が地域づくりの事例を学ぶ機会や情報交換を行う機会を確保する。
- ④ 「五島市協働のまちづくり基本方針」に沿った取り組みを行い、協働のまちづくりを推進する。

2 農山漁村づくり

- ① 移住者に対する就業支援や情報提供を行う。
- ② 移住者間、地域住民との交流の場を創出し、定住促進を図る。
- ③ 町内会等と連携し、新たな空き家物件の発掘に取り組む。
- ④ 空き家バンク制度を適切に運用するとともに、空き家活用促進事業補助金による改修及び家財処分の支援を行い、定住のための住宅を確保する。
- ⑤ 子育て世帯等への移住支援制度の充実を図る。
- ⑥ 若年層の経済的自立を支援することで移住者の定住促進を図る。
- ⑦ 第1次産業の担い手育成を推進する。
- ⑧ 農林水産物を活用した加工品の開発・拡大による6次産業化を推進する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業			
	集落整備	地域の絆再生事業 【目的】 住民同士が互いに支えあう「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりの推進を図る。 【内容】 地域の絆再生事業に取り組むまちづくり協議会に対し、「地域の絆再生事業交付金」を交付する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 地域住民の生活の質向上 • 地域課題解決型活動の展開 • 小規模多機能自治の促進

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第 1 1 章 地域文化の振興等

市民が郷土の歴史や伝統文化に誇りを持ち、次世代に継承するため、地域に残る文化財の保存、世界文化遺産関連資料、重要文化的景観、及び日本遺産の整備及び活用に取り組む。

また、ジオパーク活動の推進により、地質・地形遺産をベースに自然遺産や文化遺産の価値や魅力を調査・発信することで、保全・継承の取組につなげていく。

文化芸術活動については、優れた芸術や文化の鑑賞機会の提供に努め、文化拠点施設の整備へ計画的に取り組む。

第 1 節 現況と問題点

本市には、地域固有の歴史と文化を物語る個性豊かな郷土芸能や地域資源などがある。これらを大切に守り、次世代に引き継ぐために、保存整備や継承団体が組織されているが、文化財保護や伝統文化継承を取り巻く環境は、地域の過疎化や高齢化、資金不足等の様々な問題を抱えている。

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、久賀島の重要文化的景観及び日本遺産「国境の島（壱岐・対馬・五島）」の構成文化財である国指定名勝『三井楽（みみらくのしま）』等の地域資源についても、これらを維持、保全、活用するための方策を検討する必要がある。

文化芸術活動は、各地域において多くの文化団体が活動しているが、高齢化や少子化の影響で構成員が減少しているため、団体間の連携により活動を発展させることが必要である。また、公演、美術品展覧会、学校への芸術家派遣など、市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供していくことが必要である。なお、文化芸術を本格的に鑑賞し体感できる唯一の大型施設は建設後 40 年以上経過し、老朽化は著しい。

【文化財の状況】

	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	3	5	8	16
建造物	2	2	2	6
美術工芸品	1	3	6	10
有形民俗文化財	1			1
無形民俗文化財	2	4	6	12
史跡		5	18	23
名勝	2			2
天然記念物	3	21	7	31
重要文化的景観	1			1
計	12	35	39	86

令和7年4月1日現在

資料「文化観光課調べ」

第2節 その対策

- ① 郷土芸能や伝統行事の保存、継承に努める。
- ② 文化財の保護活動を推進する。
- ③ 指定文化財の保存整備を行う。
- ④ 文化団体への支援と交流促進を図る。
- ⑤ 市民が芸術・文化に触れる機会を創出する。
- ⑥ 福江文化会館の整備を行う。
- ⑦ 鐙瀬ビジターセンターの運営充実により、展示や体験講座を通して地域資源の価値や魅力を発信していく。
- ⑧ 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、日本遺産「国境の島（壱岐・対馬・五島）」、重要文化的景観、指定文化財及び五島列島（下五島エリア）ジオパークの見どころとなるサイトの適正な保存及び観光分野・教育分野での活用を図る。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振 興施設等			
	地域文化振 興施設	旧江上小学校跡地修景・景観整備事業 旧江上小跡地の景観整備	市	
		文化会館施設整備事業 施設改修	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	地域文化振 興	世界遺産保存整備事業 【目的】 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キ リシタン関連遺産」の情報発信及び保 全を図る。 【内容】 県及び関係市町で負担金を拠出し、 統一した広報啓発事業、登録後の追加 勧告への対応を行う。	市	【効果】 ・世界遺産の情報発信 による交流人口の増 加 ・世界文化遺産等の次 世代への継承 ・地域力の維持、発展
重要文化的景観整備活用事業 【目的】 国の重要文化的景観「五島列島にお ける瀬戸を介した久賀島及び奈留島 の集落景観」の景観的価値を守り活か すために、保存活用計画、整備活用計 画に沿った事業を推進する。 【内容】 文化的景観の価値を島内外に発信 していくための調査・研究、特産品の 開発及び久賀島の文化的景観の価値 を守るための整備などを実施する。		市	【効果】 ・交流人口の増加 ・地域活性化	

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

第 1 2 章 再生可能エネルギーの利用の推進

本市は、令和 2 年 12 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを早期に実現することを目指している。

その実現に向け、再生可能エネルギーの導入目標や将来のビジョン、脱炭素シナリオ、重点推進プロジェクト、アクションプランを盛り込んだ「五島市ゼロカーボンシティ計画」を令和 6 年 9 月に公表した。

同計画では、平成 25 年度（2013 年度）の排出量を基準として、2030 年度までに 50%削減する中期目標と、2050 年度に実質ゼロを達成する長期目標を掲げ、目標達成に向け、6 つの重点推進プロジェクトに取り組んでいる。

また、国は「地域脱炭素ロードマップ」を示し、2030 年度までに全国 100 か所以上で脱炭素を実現する「先行地域」を創出するとしており、本市は令和 6 年 9 月に「脱炭素先行地域」に選定された。

本計画に掲げた重点推進プロジェクトを脱炭素先行地域の取組として位置づけ、2030 年度目標の早期実現を目指す。

第 1 節 現況と問題点

五島市は豊かな自然環境に恵まれ、再生可能エネルギー発電が進んでいるが、市民の多くが再エネ電気を利用していないため、電力消費に伴う二酸化炭素排出の削減ができていない。さらに、災害時に備えた蓄電池の普及や、省エネ改修、高効率機器の導入、オール電化の推進も遅れている。交通分野では電気自動車（EV）や充電インフラの整備が不十分であり、建物分野でも断熱性能の向上が課題となっている。市民の関心は高まりつつあるものの、行動変容や具体的な取り組みへの参加は限定的である。

ゼロカーボンの実現には、再エネ電気の利用拡大、レジリエンスの強化、省エネ・オール電化、交通・建物分野の脱炭素化、市民参加の促進など、多面的な課題を克服することが不可欠となる。

第 2 節 その対策

- ① 再生可能エネルギーで発電された電力を市内需要家へ拡大する。
- ② 自家消費型太陽光発電・蓄電池導入によるレジリエンスを強化する。
- ③ 高性能省エネ機器・オール電化を推進するとともに、エネルギーマネジメントシステムを導入する。
- ④ 電気自動車の導入を推進するとともに、充放電インフラを整備する。

- ⑤ 建物の脱炭素化を推進する。
- ⑥ ゼロカーボンシティ計画に対する市民の理解増を推進する。

第3節 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	再生可能エ ネルギー利 用	EV・ITS 実配備促進協議会負担金 【目的】 電気自動車の普及により、低炭素 社会の実現及び観光の振興を図る。 【内容】 五島市 EV・ITS 実配備促進協議会 が実施する「電気自動車の急速充電 器の維持管理」に係る費用を負担す る。	協 議 会	【効果】 ・再生可能エネルギー を活用した環境にや さしい観光振興 ・エネルギーの地産地 消の促進
		脱炭素先行地域蓄電池導入事業 【目的】 民生部門における電力消費に伴う CO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す。 【内容】 リユース太陽光パネルを活用した オンサイト PPA 事業および FIT が終 了した太陽光発電への蓄電池導入を 推進する。	個 人 法 人	【効果】 ・蓄電池によるレジリ エンス強化 ・再エネ地産地消の推 進 ・リユースパネルの再 利用
	脱炭素先行地域構築支援業務 【目的】 民生部門における電力消費に伴う CO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す。 【内容】 全体進捗管理、国交付金事務支援、 および先行地域事業における関係者 間の調整支援業務を行う。	法 人	【効果】 ・関係者間の連携強化 ・五島市脱炭素モデル の確立と横展開	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>HEMS 導入・再エネ電力促進業務</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 HEMS による電力消費の見える化、再エネプランへの切替を促進、消費者行動を分析し最適な電力プラン設計の実証を行う。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力の市内需要家拡大 電力消費に伴う CO₂ 排出量の削減 HEMS 導入による行動変容
		<p>系統用蓄電池運用技術開発事業</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 再生可能エネルギーの出力変動に対応するため、系統用の蓄電システムの運用技術を開発する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力による系統混雑の緩和 更なる再エネ導入の推進
		<p>ゼロカーボン関連人材育成事業</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 ゼロカーボン分野で、先端技術を用いた産業振興や地域課題の解決、新市場開拓、地元経済への貢献に係る人材育成を支援する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業の競争力の向上 新たな雇用機会が創出 地域特有課題に対応した人材の育成
		<p>ゼロカーボンシティ実現協議会運営費補助金</p> <p>【目的】 五島市ゼロカーボンシティ計画に基づき、CO₂排出量の削減に取り組み、脱炭素型まちづくりを目指す。</p> <p>【内容】 「五島市ゼロカーボンシティ計画」に基づく具体的な取組を実施する経費を補助する。</p>	協議会	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ電気利用拡大 レジリエンス強化 市民の理解醸成

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		電気自動車購入費補助金 【目的】 五島市ゼロカーボンシティ計画を 早期に達成するため、電気自動車を 購入した者に補助する。 【内容】 電気自動車1台につき10万円の 補助を実施する。	個人 法人	【効果】 • ゼロカーボンシティ 計画の推進 • CO ₂ 排出量の削減

第4節 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」の区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

過疎地域持続的発展特別事業 一覧

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	移住定住	<p>UI ターン促進事業</p> <p>【目的】 本市の魅力を幅広く発信し、移住を促進する。</p> <p>【内容】 都市部での移住相談会への参加、移住ガイドブックの作成等を行い、本市の魅力や移住情報について幅広く発信する。また、移住希望者のニーズに応じた案内を行うことで、移住に関する不安を解消し、移住を促進する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移住者の増加 • 関係人口の増加
		<p>ばらかもん奨学助成事業</p> <p>【目的】 人口減少対策として若年層の移住を推進することで、社会増及び自然増を図る。</p> <p>【内容】 35歳未満の方を対象に、返還すべき奨学金の額及び利息相当額のうち実際に返還した奨学金の額及び利息相当額を助成金額とし、年間36万円（Iターン者にあっては年間24万円）を上限として交付する。対象となる奨学金は、五島市、長崎県、日本学生支援機構から借りた奨学金とする。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 若年層の経済的自立 • 移住定住の促進
	人材育成	<p>五島市日本語学校給付型奨学金事業費補助金</p> <p>【目的】 日本語学校の開設による人口増及び地域の活性化</p> <p>【内容】 五島日本語学校の学生に生活費及び学費の助成等を行う学校法人に対する補助</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人口の増加 • 労働力の確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		日本語講座開催事業 【目的】 市内在住の外国人の日本語習得と コミュニケーション能力の向上 【内容】 市内在住の外国人を対象とした日 本語教室の開催	市	【効果】 ・外国人の定住化
2産業の振興	第1次産業	担い手育成確保支援事業 【目的】 減少する一次産業の就労人口を確 保するため、農業に従事しようとす る者を支援し、労働力の定着化及び 地域産業の振興を図る。 【内容】 新規就農に向けた研修や準備・営 農初期の経営安定化に資する以下の 制度を活用して担い手の確保を推 進。 ・五島市農業研修支援事業（市） ・経営発展支援事業（国） ・経営開始資金（国）	個人	【効果】 ・農業の後継者育成 ・農産物の安定供給 ・労働力の定着化 ・地域産業の振興
		五島牛振興事業 【目的】 肉用牛の資源に維持と導入拡大を 円滑に進める。 【内容】 肉用牛の導入経費の一部を補助 し、畜産経営の安定を図る。 ・家畜農協等有導入事業 ・家畜特別導入事業 ・優良繁殖雌牛導入事業	個人 農協	【効果】 ・市内繁殖雌牛の改良 及び増頭 ・五島家畜市場の活性 化 ・農業所得の向上
		燃油高騰対策事業（園芸・漁業） 【目的】 燃油高騰により圧迫されている農 業及び漁業経営の安定を図る。 【内容】 農業経営、漁業経営における燃油 購入に要する経費を助成する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	【効果】 ・農業及び漁業への意 欲向上 ・安定した経営の維持

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		林業・木材産業成長産業化促進対策事業 【目的】 保安林機能の低下が懸念されているため、残った健全な松の枯れを防止する。 【内容】 市内の高度公益機能森林にて保全すべき松林へ薬剤を注入する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 保安林機能の維持
		漁業後継者育成事業 【目的】 漁業の後継者不足は深刻な問題であるため、移住者、漁家子弟者に漁業技術を習得・独立させることで、漁業後継者の増加と定着率の向上を図る。 【内容】 新規漁業希望者を対象に、1年間の生活費等の助成、経営開始時の漁船の導入支援を行う。また、漁業研修希望者を対象とした体験講習会等を開催する。	漁協	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 漁村の活性化 • 水産物の安定供給 • 労働力の定着化 • 地域産業の振興
		水産多面機能発揮対策交付金事業 【目的】 漁業者等による水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動を支援し、水産業の再生、漁村の活性化を図る。 【内容】 環境、生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保に向けた取組を支援する。	団体	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 安全で新鮮な水産物の安定的提供 • 生命、財産の保全 • 保健休養、交流、教育の場の提供

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>【目的】 水産資源の減少と漁業就業者の減少・高齢化が進行する状況の下で、離島漁業の再生のため、地域資源である漁場の生産力の向上と新規漁業就業者の育成・確保を図る。</p> <p>【内容】 漁業集落の創意工夫を活かした取組や漁業後継者対策の取組を支援する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 漁業経営の安定 • 漁村の活性化
		<p>五島市鳥獣被害対策 ICT イノベーション事業 (令和3年度過疎地域持続的発展支援事業)</p> <p>【目的】 ICT を利用した鳥獣予報発信のネットワークを構築することにより、被害を未然に防ぎ、鳥獣害に対して強い集落を創る。</p> <p>【内容】 携帯電波の届かない山間部で ICT 技術を利用するために ICT 中継器を導入する。また、鳥獣被害予測システムを構築し、市民へ被害予報を発信する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 鳥獣被害の抑制 • 獣害に強い集落の構築
	商工業・6次 化産業	<p>物産振興対策事業</p> <p>【目的】 商工業、農林水産業等の産業を育成し、販促活動の強化、都市部での五島の日イベント開催など特産品のPRを展開し、製品のブランド化や市内物産事業者の規模拡大を図る。</p> <p>【内容】 物産展の開催、販売ツール作成及び産品販路拡大等の委託を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域産業の活性化 • 産品ブランド化による知名度の向上 • 雇用の場の創出

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>地域活性化事業（まつり）</p> <p>【目的】 福江みなとまつり及び支所地区の夏まつりを開催し、商業の活性化及び市民総和、交流人口の拡大を図る。</p> <p>【内容】 各まつり実行委員会に対して、運営費補助金を交付する。 福江みなとまつり、富江まつり、玉之浦町港まつり、三井楽夏まつり、奈留町夏まつり</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商業の活性化 • 市民総和 • 交流人口の拡大
	観光	<p>映画・ドラマタイアッププロモーション事業</p> <p>【目的】 五島市の認知度向上、五島市への観光客誘客、五島市内の観光周遊の促進を図る。</p> <p>【内容】 五島市がロケ地となった映画等を活用した観光客誘致プロモーション、ロケハンツアーを活用したロケ誘致、ロケーション撮影補助</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本市の認知度向上 • 観光振興及び地域活性化
		<p>外国人観光客受入体制整備事業</p> <p>【目的】 インバウンドの受入体制を整備し外国人観光客の誘致拡大を図る。</p> <p>【内容】 外国人観光客誘致に向けた営業及び海外への情報発信を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国人観光客の増加 • 地域活性化及び異文化交流の促進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>ジオパーク推進事業</p> <p>【目的】 社会が直面する重大課題（地球資源の減少、気候変動、自然災害など）に対する意識啓蒙を大きな目的としながら、活動を通じて住民の地元に対する誇りの醸成やジオツーリズムなどの観光資源の創出を図る</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や学校での学習会の実施 ・情報発信、イベント開催 ・拠点施設、解説板の整備 ・気候変動、自然災害への意識向上 ・地質遺産などの地域資源の保全 ・学術研究の推進、成果の地域還元 ・地域活動の拡充支援 ・ジオガイド育成、ジオツアー造成など 	市 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の価値や郷土の魅力を住民が理解する ・地域資源の保全 ・ジオガイド活躍、ジオツーリズムによる持続可能な経済活動の発展
		<p>体験型観光受入体制整備・誘客事業</p> <p>【目的】 体験型観光の推進を図るため、市内協議会等の受入体制を強化し、体験型教育旅行等の誘致拡大を図る。</p> <p>【内容】 体験型観光受入体制整備、体験型観光コーディネート機能強化、誘客プロモーション、教育旅行誘致拡大、体験プログラムの拡充</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人、自然の大切さを再確認する機会の創出 ・コミュニケーション力の向上 ・食育の推進 ・地域経済の活性化
		<p>滞在型観光推進事業</p> <p>【目的】 「もう一泊」滞在したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力を旅行商品化し、滞在型観光の促進を図る。</p> <p>【内容】 有人国境離島法の滞在型観光推進事業の実施（旅行商品の開発及び販売促進、誘客実証事業、滞在型観光推進のための情報発信）</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着地型旅行商品の販売促進 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>大型客船・航空機誘致支援事業</p> <p>【目的】 大型客船および航空チャーター便の誘致に取り組み、交流人口が拡大することによって、島内周遊及び島内消費の増加による観光・物産振興に繋げ地域経済の活性化を図る。【内容】 大型客船入港下船後または航空チャーター便着陸降機後に市内観光ツアーのために利用するバス、海上タクシーの借上費用の一部補助</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 着地型旅行商品の販売促進 • 交流人口の増加 • 関係人口の増加
		<p>地域おこし協力隊事業（インバウンド観光の推進、無形文化の保存継承）</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国語及び中国語を第一言語とする地域おこし協力隊員を雇用し、海外営業等や情報発信時の言語の障壁をなくすとともに、効果的な営業や情報発信の方法をとることで、五島市へのインバウンド誘客促進を図る。 ・五島市内各地で継承されている五島神楽と念仏踊りを中心に、記録資料の作成と担い手確保の仕組みづくりを行うことで無形文化の保存・継承を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外営業等の同行や情報発信の実施 ・神楽、念仏踊りを中心に五島市内の無形文化の記録資料（紙媒体、映像）の作成と担い手確保のための人的ネットワークの構築 	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 着地型旅行商品の販売促進 • 交流人口の増加 • 関係人口の増加 • 地域コミュニティの維持・活性化

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>スポーツイベント開催推進事業</p> <p>【目的】 市外から多くの参加者を呼び込むスポーツイベントを支援し、交流人口増加と地域活性化に繋げる。</p> <p>【内容】 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五島列島夕やけマラソン大会 ・五島長崎国際トライアスロン大会 ・マラニック大会 ・五島つばきマラソン大会 	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりの推進 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加
		<p>スポーツ交流人口拡大推進事業</p> <p>【目的】 スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大とまちの賑わいづくりを図る。</p> <p>【内容】 合宿受入体制の充実と誘致活動の強化を図るとともに、合宿を行う団体への支援を行う。また、地元中高校生への指導、交流試合等により、島外者と市民との交流を深める。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域活性化 ・交流人口の増加 ・関係人口の増加
		<p>しま体験促進事業</p> <p>【目的】 教育旅行を誘致し、交流人口の拡大及び農山漁村地域の振興を図り、地域経済の活性化につなげる。</p> <p>【内容】 農林漁業体験民宿を含む市内の宿泊施設を1泊以上利用する教育旅行を企画・実施する者に対して、補助金を交付する。</p>	個人 法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行の誘致促進 ・交流人口の拡大 ・農山漁村地域の振興と地域経済の活性化

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>三井楽万葉まつり開催事業</p> <p>【目的】 三井楽万葉まつりを開催し、「西果ての万葉故地」としての特徴を生かしたまちづくりを進める。</p> <p>【内容】 万葉短歌表彰や万葉朗唱会、万葉料理コンテスト、万葉クルーズ等、生涯学習活動及び交流人口の拡大につながるイベントを実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交流人口の拡大 • 生涯学習活動の推進
	企業誘致	<p>企業支援事業</p> <p>【目的】 中小企業の支援及び創業時の負担軽減により、商工業の促進及び振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 五島市中小企業振興資金利子補給金及び保証料補助 • 五島市創業資金利子補給金及び保証料補助 • 五島市経営改善貸付利子補給金 	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 良質な雇用の創出 • 中小企業の経営安定化 • 創業者の増加による地域産業の発展
		<p>企業誘致対策事業</p> <p>【目的】 産業振興及び雇用の増大を図る。</p> <p>【内容】 市の条例に基づき指定を受けた企業に対し、雇用補助金などにより支援する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 良質な雇用の創出 • 若者の島内就職率の向上 • 移住者等の就労人口の増加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	情報化	<p>公開型 GIS 構築等事業</p> <p>【目的】 市内の行政地図情報を一元的に集約し、市外へ容易に共有・発信することにより、市民や事業者の利便性及びサービスの質の向上を図る。</p> <p>【内容】 航空写真へ市内保有情報を搭載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報（ハザードマップ、指定避難所） ・インフラ情報（水道、消火栓、道路網図など） ・行政情報（行政区、住居表示、森林計画区域など） ・観光情報（マラソン・トライアスロン等イベントコース、景勝地、観光ルートなど） ・生活情報（バス路線、バス停、チャイソコ停留所、AED 設置個所、バリアフリー施設など） ・教育・文化施設情報（学校、文化施設など） 	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の利便性及びサービスの質の向上
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<p>公共交通維持対策事業（陸路）</p> <p>【目的】 公共交通機関及び、交通空白地域における乗合タクシーの運行を維持し、市民の移動手段を確保するとともに、移動の利便性向上を図る。</p> <p>【内容】 路線バス、乗合タクシーの円滑な運行のため民間事業者を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス維持事業 ・新生活交通維持事業乗 ・電話予約制乗合タクシー運行事業 	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の交通手段の維持確保 ・公共交通機関の利便性向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>公共交通維持対策事業（航路）</p> <p>【目的】 市内の定期航路及び市内と新上五島町を結ぶ定期航路の運航を維持し、市民の移動手段を確保する。</p> <p>【内容】 市内の定期航路及び市内と新上五島町を結ぶ定期航路の円滑な運航を維持するため、国・県・市において運航事業者を支援する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の交通手段の維持確保
		<p>地域公共交通活性化事業</p> <p>【目的】 地域公共交通の問題解消を図り、島内及び、本土 - 五島間の持続的な移動手段を確保する。</p> <p>【内容】 本市の将来にわたる地域公共交通について協議する「五島市地域公共交通活性化再生協議会」に対し、負担金を支出する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通に関する課題の解決 持続的な移動手段の確保
		<p>離島航空路線確保対策事業</p> <p>【目的】 本土と五島市を結ぶ離島航空路線を確保する。</p> <p>【内容】 重整備に要する経費並びに重整備のための主脚及び前脚部品の減価償却費に要する経費などについて、県と県内離島3市で負担する。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、観光客等の交通手段の維持確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	<p>空港活性化事業</p> <p>【目的】 五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 市、県、福江空港ターミナル株式会社及び商工・観光団体等による検討会議を立ち上げ、五島つばき空港の優位性を活かした地域活性化策を検討、実施していく。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域活性化及び地域産業の振興 • 交流人口の増加 • 関係人口の増加
5 生活環境の整備	生活	<p>消費相談体制整備事業</p> <p>【目的】 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員 2 名体制を継続し、相談内容の多様化・複雑化及び相談件数の増加に対応する。</p> <p>【内容】 独立行政法人国民生活センター等が実施する研修会に相談員及び担当者が参加し、相談業務に対応する能力のレベルアップを図る。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多様な相談内容に迅速に対応できる人材の育成
	防災・防犯	<p>消防団員半長靴整備事業</p> <p>【目的】 消防団員の機動力と士気を高めるとともに、消防団員の安全確保を図り、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。</p> <p>【内容】 消防団の機動力向上及び消防団員の安全確保のため救助用半長靴（編上靴）を導入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消防装備品の充実 • 消防団の機動力向上 • 市民の安全確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		防火服更新事業 【目的】 消火現場の安全確保及び、円滑な消火活動の実施により、市民の生命・財産を保護し、安全・安心なまちづくりを図る。 【内容】 消火活動等の際に着用する防火服を定期的に更新する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> 消防装備品の充実 円滑な消火活動等の実施による市民の安全確保
		非常用電源設備整備 【目的】 災害時における避難所の停電対策及び災害後の電源確保を図る。 【内容】 五島市地域防災計画に避難所として指定している75施設のうち、屋内避難所である67施設にソーラーパネル付き蓄電池を配備する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難所の機能向上 安全安心なまちづくりの推進
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	保育士人材確保事業 【目的】 島外の学生を対象に現地体験見学ツアーや育成支援を実施することで、雇用拡大を図り定住促進につなげる。 【内容】 県内にある保育士養成校に在学する学生を対象に参加者を募集し、五島市内の保育施設を訪問し、施設の見学を実施する。その後、施設と学生が個別に就職面談を実施する。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> 若手保育士の確保 保育施設の存続

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		保育士就労応援金支給事業 【目的】 学生等に対し魅力的な制度を創設することで五島市に就職することを選択肢の一つとして考えてもらう。 【内容】 島内の保育施設に新たに就職した30歳未満の保育士等に対し、総額30万円の応援金を支給する。なお、同一施設で5年間勤務することを条件とする。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 若手保育士の確保 • 保育士の離職防止
		保育士宿舍借上支援事業 【目的】 保育士宿舍に係る費用を補助することで保育士の確保、定着及び離職防止を図る。 【内容】 保育所等を運営する法人が宿舍を借り上げ、雇用する保育士を居住させた場合にその賃料等を補助するもの（月額3万円上限）。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 若手保育士の確保 • 保育士の離職防止
		保育の質の向上のための研修事業 【目的】 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保することで、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る。 【内容】 保育の質向上を図るため、保育所職員の研修を行う。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 子育て環境の整備 • 市内保育所の全体的な質向上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>保育所等副食費助成事業</p> <p>【目的】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、出生率の増加及び地域活性化につなげる。</p> <p>【内容】 保育所等での副食費を無償化するため、保育所等を運営する社会福祉法人及び学校法人に対し、副食費相当額を補助する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育て環境の整備による人口の増加 • 仕事と子育ての両立による労働力確保
		<p>子ども福祉医療助成事業</p> <p>【目的】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、出生率の増加及び地域活性化につなげる。</p> <p>【内容】 こども医療費の対象者を高校生まで拡大し、医療機関を受診した際、自己負担費用の一部または全額を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育て環境の整備による人口の増加 • 仕事と子育ての両立による労働力確保
	高齢者・障害者福祉	<p>障害者等交通費助成事業</p> <p>【目的】 移動困難な障がい者の交通費の負担を軽減し、自立更正及び社会参加を促す。</p> <p>【内容】 要件を満たした障がい者に対し、タクシー・定期旅客船・バス共通の交通費助成券を交付する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障がい者の自立した生活 • 障がい者の地域社会への参加促進
		<p>高齢者生活福祉センター運営事業</p> <p>【目的】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者福祉の増進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>地域活動支援センター事業</p> <p>【目的】 障がい者の社会との交流を促すことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 創作的活動・生産活動の機会を提供し社会参加の促進を図る。 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や自立に向けた支援助言を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交友関係の構築による社会参加の促進 障がい者の自立促進
		<p>相談支援事業</p> <p>【目的】 障がい者や家族等からの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援をする。</p> <p>【内容】 必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な援助を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制及び支援体制の構築 障がい者及びその家族が安心して生活できる環境の整備
		<p>老人福祉センター事業</p> <p>【目的】 高齢者の健康増進、教養の向上を図る。</p> <p>【内容】 高齢者を対象とした対象の教養講座、介護予防教室を実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉の増進
		<p>シルバー人材センター運営費助成事業</p> <p>【目的】 高齢者に就業の機会を提供し、社会参加を促すことで、生きがいづくりや健康増進を図る。</p> <p>【内容】 高齢者に就業の機会を提供する五島市シルバー人材センターの運営費を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会の活性化 高齢者の生きがい創出

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	<p>婚活イベント・セミナー開催事業</p> <p>【目的】 男女の交流イベントを開催し、島内の独身男女の結婚や子育てに関する意識の向上を図る。</p> <p>【内容】 島内の独身男女及び島外の独身女性を対象にした交流イベントを数回開催する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 出会いの場の提供による婚姻数の増加 • 出生数の増加
		<p>結婚新生活支援事業</p> <p>【目的】 新婚夫婦の経済的負担を軽減することで、出生数の増加につなげる。</p> <p>【内容】 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用及び引越費用を助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育てに対する関心の向上 • 人口減少の抑制
7 医療の確保	自治体病院	<p>救急医療運営委託事業</p> <p>【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院において、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】 救急患者に備え 24 時間の救急医療体制を維持するため、その経費を負担し支援する。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 救急医療提供体制を構築 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正
		<p>医師給与増嵩経費助成事業</p> <p>【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院において、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】 過去 3 か年の全国公立病院の平均給与月額と長崎県病院企業団の平均給与月額との差を一応の基準とし、医師数を乗じた額の 1/2 を負担する。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 安定的な医療提供体制の確保 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	<p>在宅当番医制委託事業</p> <p>【目的】 市民がいつでも安心して医療を受けられる体制を構築する。</p> <p>【内容】 日曜日、祝日（年末年始を含む。）における初期救急医療体制の確保を図るため、医師会へ委託し当番医制による診療を行う。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 救急医療提供体制の構築 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正
		<p>スマート巡回診療推進事業</p> <p>【目的】 高齢者や移動手段の確保が難しい患者等の通院負担の軽減及び診療業務の効率化を図る。</p> <p>【内容】 医療機器を搭載した専用車両で看護師等が患者宅を訪れ、医療機関にいる医師や調剤薬局の薬剤師と車内の患者を看護師のサポートのもとテレビ電話でつなぎオンライン診療・オンライン服薬指導を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通院負担の軽減 • 診療業務の効率化 • 慢性疾患の患者の重症化予防
		<p>離島・へき地医療学講座開設事業</p> <p>【目的】 離島・へき地医療に関する研究等の拠点を設置することにより、離島・へき地における医療の質の向上及び地域医療を支える人材の育成・確保につなげる。</p> <p>【内容】 研修医等に対する地域医療の教育、地域医療コホート及び地域医療情報に関する研究、市内医療機関への診療支援等を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 離島医療の質の向上 • 医師の安定確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		離島間の救急搬送体制支援事業 【目的】 離島間の救急搬送体制確保のため、救急搬送を担う事業者を支援する。 【内容】 離島間の救急搬送を担う海上タクシー等に対して協力金を支給する。	市	【効果】 • 救急医療提供体制の構築 • 市民の安心安全な生活の維持 • 地域医療格差の是正
8 教育の振興	義務教育	しま留学生受入事業 【目的】 学校の存続を図るため、市外から児童生徒を受け入れ、豊かな自然の中で心身ともに健康な児童生徒を育成する。 【内容】 受入地区内（久賀・奈留）に連絡協議会を立ち上げ、委託料及び運営経費を補助する。留学生の養育については、連絡協議会全体で協力しながら行う。	団体	【効果】 • 二次離島地区の学校の存続 • 地域コミュニティの維持 • 定住人口の増加
		外国語指導助手（ALT）配置事業 【目的】 外国語教育や国際交流を通じ、国際理解を深め、コミュニケーション能力の育成を図る。 【内容】 ALT を雇用し、学校における英語指導や国際理解教育を推進する。	市	【効果】 • コミュニケーション能力の向上 • 地域人材の育成
		高度へき地修学旅行費補助事業 【目的】 へき地級3級以上の学校の児童生徒の修学旅行を円滑に実施する。 【内容】 久賀小中学校、玉之浦小中学校、嵯峨島中学校における、修学旅行に係る宿泊費、交通費等の一部を補助する。	市	【効果】 • 教育格差の解消 • 二次離島地区の学校の存続 • 地域コミュニティの維持

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>ふるさと活性化貢献支援事業</p> <p>【目的】 本市の活性化に貢献する人材を育成しようとする活動に対して活動費の支援を行う。</p> <p>【内容】 市内小中高校において本市の活性化について課題を把握し、その解決策を考え、発信する活動の現地調査や発信のための費用を補助する。</p>	学校	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもの主体性構築 • 地域人材の育成
		<p>ICT 教育強化事業</p> <p>【目的】 教育での ICT 機器活用において、機器を教員が効果的に活用するための知識の普及と機器使用時の援助のため、ICT 教育推進員を雇用する。</p> <p>【内容】 学校に派遣する ICT 教育推進員を業務委託により確保する。教員への利用方法の周知や機器の設定などの業務を補助し、学校での円滑な利用促進を図る。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育格差の解消 • 児童に寄り添った指導の実施
		<p>教育の DX 化推進事業</p> <p>【目的】 教員の業務の効率化を図ることで教員が抱える負担を軽減し、教員本来の業務に集中できるようにする。</p> <p>【内容】 すべての小中学校及び教育委員会へ県推奨統合型校務支援システム（C4th）を導入する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教員の業務効率化 • 情報リテラシーの定着 • 児童生徒と向き合う時間の確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	高等学校	<p>高等学校離島留学生受入事業</p> <p>【目的】 過疎化及び少子化により生徒数の減少が続き小規模化する離島の県立高校の存続、教育水準の維持及び地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 離島留学生のホームステイに係る経費を補助する。親子留学制度により転入学した離島留学生の保護者に対して補助する。</p>	団体 個人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島高校の存続 地域コミュニティの維持 定住人口の増加
		<p>高等学校寄宿舎運営費補助事業</p> <p>【目的】 過疎化及び少子化により生徒数の減少が続き小規模化する離島の県立高校の存続、教育水準の維持及び地域活性化を図る。</p> <p>【内容】 寄宿舎の円滑な運営を図るため、寄宿舎を運営する運営協議会に対して補助する。</p>	団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島高校の存続 地域コミュニティの維持 定住人口の増加
		<p>離島高校生修学支援費補助事業</p> <p>【目的】 高校が設置されていない離島から、高校へ進学する生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。</p> <p>【内容】 通学費や居住費等に要する費用について助成する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象生徒の経済的支援

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	生涯学習・スポーツ	<p>地域づくり情報拠点整備事業</p> <p>【目的】 学習機会の少ない過疎地域においては、図書の充実が必要であるため、計画的な図書資料の購入を行う。</p> <p>【内容】 過疎地域においては、民間の開催する学習の場が少なく、図書の充実はその不足を補う大切なものであり、専門書や市民が必要とする図書等の整備を行う。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 図書館蔵書の充実 • 市民が持つ悩みや課題の解決 • 市民の自主的な学習活動の促進
		<p>長崎県民スポーツ祭参加事業</p> <p>【目的】 競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図るとともに、大会への出場を市民の身近な目標にすることで、生きがいづくり、健康づくりに繋げる。</p> <p>【内容】 出場選手の旅費を一部助成する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 選手の競技力の向上 • 市内スポーツ団体の活性化 • スポーツに親しむ環境づくり
		<p>スポーツ振興助成事業</p> <p>【目的】 離島に住む市民が他地域とスポーツで交流を行うには、多くの経費を負担することになる。そこで、その一部を助成しスポーツにおける交流人口の拡大と地域の活性化に繋げる。</p> <p>【内容】 スポーツ大会の予選会を経て県大会等へ出場する選手への旅費や県大会以上の大会誘致に要する事業費及び競技力向上対策事業に要する費用の一部を助成する。</p>	個人 団体	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 選手の競技力の向上 • 市内スポーツ団体の活性化 • 子どもから高齢者までが身近にスポーツに親しむことのできる環境づくり

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		体育奨励助成事業 【目的】 運動会等の開催により、地域のふれあいと連携を深め、健康増進を図る。 【内容】 スポーツ振興会等が主催する体育事業等に対して助成を行う。	団体	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 多世代交流の促進 • 地域の一体感の醸成 • 地域コミュニティの維持
9 集落の整備	集落整備	地域の絆再生事業 【目的】 住民同士が互いに支えあう「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりの推進を図る。 【内容】 地域の絆再生事業に取り組むまちづくり協議会に対し、「地域の絆再生事業交付金」を交付する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 地域住民の生活の質向上 • 地域課題解決型活動の展開 • 小規模多機能自治の促進
10 地域文化の 振興等	地域文化振興	世界遺産保存整備事業 【目的】 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の情報発信及び保全を図る。 【内容】 県及び関係市町で負担金を拠出し、統一した広報啓発事業、登録後の追加勧告への対応を行う。	市	【効果】 <ul style="list-style-type: none"> • 世界遺産の情報発信による交流人口の増加 • 世界文化遺産等の次世代への継承 • 地域力の維持、発展

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>重要文化的景観整備活用事業</p> <p>【目的】 国の重要文化的景観「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観」の景観的価値を守り活かすために、保存活用計画、整備活用計画に沿った事業を推進する。</p> <p>【内容】 文化的景観の価値を島内外に発信していくための調査・研究、特産品の開発及び久賀島の文化的景観の価値を守るための整備などを実施する。</p>	市	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交流人口の増加 • 地域活性化
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	再生可能エネルギー利用	<p>EV・ITS 実配備促進協議会負担金</p> <p>【目的】 電気自動車の普及により、低炭素社会の実現及び観光の振興を図る。</p> <p>【内容】 五島市 EV・ITS 実配備促進協議会が実施する「電気自動車の急速充電器の維持管理」に係る費用を負担する。</p>	協議会	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい観光振興 • エネルギーの地産地消の促進
		<p>脱炭素先行地域蓄電池導入事業</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 リユース太陽光パネルを活用したオンサイトPPA事業およびFITが終了した太陽光発電への蓄電池導入を推進する。</p>	個人法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 蓄電池によるレジリエンス強化 • 再エネ地産地消の推進 • リユースパネルの再利用
		<p>脱炭素先行地域構築支援業務</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 全体進捗管理、国交付金事務支援、および先行地域事業における関係者間の調整支援業務を行う。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関係者間の連携強化 • 五島市脱炭素モデルの確立と横展開

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>HEMS 導入・再エネ電力促進業務</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 HEMS による電力消費の見える化、再エネプランへの切替を促進、消費者行動を分析し最適な電力プラン設計の実証を行う。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力の市内需要家拡大 電力消費に伴う CO₂ 排出量の削減 HEMS 導入による行動変容
		<p>系統用蓄電池運用技術開発事業</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 再生可能エネルギーの出力変動に対応するため、系統用の蓄電システムの運用技術を開発する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力による系統混雑の緩和 更なる再エネ導入の推進
		<p>ゼロカーボン関連人材育成事業</p> <p>【目的】 民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを目指す。</p> <p>【内容】 ゼロカーボン分野で、先端技術を用いた産業振興や地域課題の解決、新市場開拓、地元経済への貢献に係る人材育成を支援する。</p>	法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業の競争力の向上 新たな雇用機会が創出 地域特有課題に対応した人材の育成
		<p>ゼロカーボンシティ実現協議会運営費補助金</p> <p>【目的】 五島市ゼロカーボンシティ計画に基づき、CO₂排出量の削減に取り組み、脱炭素型まちづくりを目指す。</p> <p>【内容】 「五島市ゼロカーボンシティ計画」に基づく具体的な取組を実施する経費を補助する。</p>	協議会	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ電気利用拡大 レジリエンス強化 市民の理解醸成

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>電気自動車購入費補助金</p> <p>【目的】 五島市ゼロカーボンシティ計画を早期に達成するため、電気自動車を購入した者に補助する。</p> <p>【内容】 電気自動車1台につき10万円の補助を実施する。</p>	個人 法人	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ゼロカーボンシティ計画の推進 • CO₂排出量の削減